日豊海岸地域景観計画

青い海、蒼い空、白い砂浜

「大切な人と歩きたい。」日向サンライズ海道

平成27年12月

日豊海岸地域景観まちづくり協議会

日　向　市

目　次

第１章　景観計画の目的と構成 ---------- 1

1. 景観計画の目的 ---------- 1
2. 景観計画策定の流れ ---------- 2
3. 景観計画の構成 ---------- 3

第２章　景観特性と課題 ---------- 5

1. 景観特性 ---------- 5
2. 景観づくりの課題 ---------- 10

第３章　景観計画区域 ---------- 11

1. 景観計画区域 ---------- 11

第４章　景観づくりの将来像と基本方針 ---------- 12

1. 日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像 ---------- 12
2. 景観づくりの基本方針 ---------- 13

第５章　景観づくりに向けた取組み方策 ---------- 14

1. 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項 ---------- 14
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 ---------- 20
3. その他の事項 ---------- 22

第６章　景観づくりの推進に向けて ---------- 25

1. 継続的な景観づくりに向けた体制の構築 ---------- 25
2. 身近なところからはじめる景観づくりの推進 ---------- 27
3. 他の計画等との連携 ---------- 28
4. 景観計画の進行管理 ---------- 30

参考資料

参考 1）　日豊海岸地域景観計画策定に係るアンケート調査の結果 ---------- 参考- 1
参考 2）　景観まちづくり協議会、地域部会　名簿 ---------- 参考- 7
参考 3）　景観まちづくり協議会、地域部会　開催経緯 ---------- 参考- 9
参考 4）　景観まちづくり協議会 NEWS（第 1 号～第5号） ---------- 参考-11
参考 5）　各地区の事業企画書 ---------- 参考-16
参考 6）　マンセル表色系 ---------- 参考-19

第1章　景観計画の目的と構成

1. 景観計画の目的

日向市では、「景観法（平成16年６月18日法律第110号）」に基づく様々な景観づくりの仕組みを活用し、日向らしい景観づくりを進めていくため、平成18年10月に「景観行政団体」となりました。また、平成20年2月に景観づくりの基本的な方針となる「日向市景観条例」を制定するともに、同年4月に「日向市景観基本計画」を策定しました。

景観基本計画では、日向市の景観を特徴づけ、景観づくりを優先的に進める地区を「景観形成重点地区」に指定しており、そのひとつとして日豊海岸地域を位置づけています。

日豊海岸地域は、白砂青松（はくしゃせいしょう）の砂浜と柱状節理の岩礁が交互に連なった変化に富む雄大な海岸線を有し、昭和49年２月に日豊海岸国定公園に指定されています。また、伊勢ヶ浜は日本の快水浴場百選、お倉ヶ浜は日本の渚100選にも選ばれています。近年は、東九州自動車道の開通に伴い、サーフィンなどのマリンスポーツの愛好者が多数来訪しており、日向市の貴重な観光資源であるとともに、海水浴やお倉ヶ浜や金ヶ浜でのサーフィンなどにより賑わいのある景観が形成されています。

また、柱状節理に建つ大御神社や日知屋城址、弘法大師像など、地域の景観を特徴づける資源も点在しています。

そこで、日豊海岸地域の自然や歴史・文化、暮らしの風景を守り続けるとともに、景観特性を活かした景観づくりによる地域の活性化を目的として、「日豊海岸地域景観計画」を策定しました。

【用語説明】

○景観法
⇒平成 16 年６月に制定された、我が国初めての景観についての総合的な法律。景観行政団体が「景観計画」を策定することにより、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく景観づくりの様々な取組みを活用することができます。

○景観行政団体
⇒景観法に基づき、景観計画の策定など良好な景観づくりに向けて具体的な取組みを行う団体で、景観行政を担う主体を指します。日向市では平成１８年１０月に景観行政団体に移行しており、また、県内のすべての市町村が景観行政団体になっています。（平成 27 年３月１日現在。）

○日向市景観基本計画
⇒日向市の景観づくりにおける将来像を明確にし、様々な施策を景観の観点から、総合的・体系的に展開していくための計画です。平成 20 年４月に策定しました。

○日向市景観条例
⇒市民と行政との協働により日向市の景観を形成し、潤いと魅力ある豊かな郷土の実現を目指すため、景観法の施行その他景観の形成の推進に関する必要な事項を定めたものです。平成 20 年２月に制定しました。

○景観形成重点地区
⇒優先的に景観誘導を図る地区で、市の総合計画や緊急性、地域の景観意識の醸成などを勘案し、地形、物流、経済活動などの要素を踏まえ、日向市景観基本計画に基づき「海岸地区」、「美々津地区」、「日向市駅周辺地区」、「坪谷地区」、「細島地区」の５地区を指定しています。

2. 景観計画策定の流れ

日豊海岸地域景観計画の策定にあたり、本地域では「堀一方地区」、「財光寺地区」、「平岩地区」の住民で構成する「日豊海岸地域景観まちづくり協議会」を設置し、平成26年度より1ヵ年をかけ、景観計画の内容を検討してきました。さらに、協議会では「堀一方地区」、「財光寺地区」、「平岩地区」の３地区で地域部会を設置し、景観づくりを推進するためのより具体的な取組みについて検討しました。

また、日豊海岸地域の景観に対する地域の方々の意見を広くお伺いするため、日豊海岸地域内の市民を対象とした日豊海岸沿線地域の景観に関するアンケート調査を実施し、多くの方から貴重なご意見をいただきました。

さらに、地元説明会、パブリックコメント、都市計画審議会及び景観審議会での審議を経て、この「日豊海岸地域景観計画」が完成しました。

景観まちづくり協議会の流れ

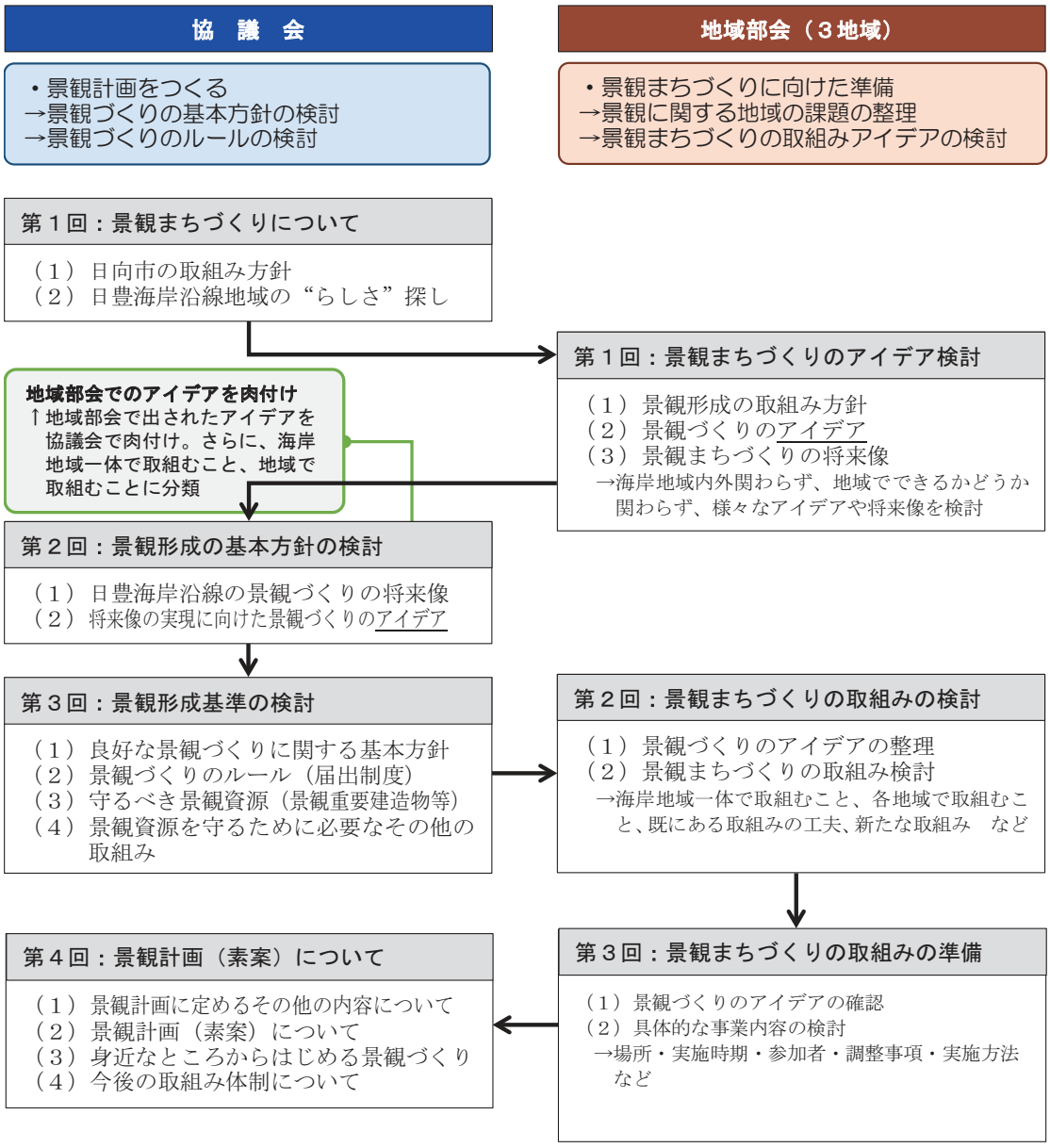

▲景観計画検討の様子（第１回協議会）

▲アイデア検討の様子（第２回堀一方部会）

▲企画書作成のための現地調査の様子
（第３回平岩部会）

▲地元説明会の様子（平岩地区）

▲日向市景観審議会の様子

3. 景観計画の構成

「景観法」では、景観計画で定めるべき内容が明記されています。

【景観計画で定める必要があるもの（景観法第８条第２項）】
１）景観計画の区域
２）良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
３）景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
４）その他良好な景観の形成のために必要なもの

【景観計画で定めるよう努めるもの（景観法第８条第３項）】
５）景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

上記事項は、日向市（行政）と地域住民とが協働で取組む事項であることから、本地域では、協議会などでの意見を踏まえ、地域の実情に対応した内容を定めています。

また、地域住民一人ひとりが、日豊海岸地域の景観の魅力を再認識し、自ら景観づくりに取組むことができるよう、本計画では景観法で定められていない日豊海岸地域独自の内容を付け加え、計画内容の充実を図っています。

日豊海岸地域景観計画の構成

第1章　景観計画の目的と構成
1. 景観計画の目的
2. 景観計画策定の流れ
3. 景観計画の構成

景観計画の必要性や策定手順、構成を整理しています。

第 2 章　景観特性と課題
1. 景観特性
2. 景観づくりの課題

景観の特徴や景観資源を整理し、課題を導き出しています。

第 3 章　景観計画区域
1. 景観計画区域

本景観計画の対象区域を示しています。

第 4 章　景観づくりの将来像と基本方針
1. 景観づくりの将来
2. 景観づくりの基本方針

将来の日豊海岸地域の景観の姿、その実現に向けた基本方針を示しています。

第 5 章　景観づくりに向けた取り組み方策
1. 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
3. その他の事項

日豊海岸地域の景観づくりのルールを示しています。

第 6 章　景観づくりの推進に向けて
1. 継続的な景観づくりに向けた体制の構築
2. 身近なところからはじめる景観づくりの推進
3. 他の計画等との連携について
4. 景観計画の進行管理

景観づくりを進めるための体制や、景観づくりの取組みについて整理しています。

■：景観法に基づき、景観計画に定める必要がある項目
　＜景観法第8条第2項に基づく景観区域、景観形成方針、制限事項、重要建造物等の指定方針＞
■：景観法に基づき、景観計画に定めるよう努める項目
　＜景観法第8条第3項に基づきその他良好な景観形成のために必要なもの＞
■：日向市（日豊海岸地域）独自の項目
　＜景観法に基づく項目でないもの＞
※　専門用語の解説については、各章の用語説明をご参照ください。

第 2 章　景観特性と課題

1. 景観特性

(1)日豊海岸地域の概況

日豊海岸地域は、掘一方地区、財光寺地区、平岩地区の３地区で構成されています。

地域内の国道10号や県道15号(お倉ヶ浜道路)を走ると、サーフショップや民宿、松林が連なった海辺の景観と、リアス式海岸や白砂青松の砂浜が交互に連なる変化に富んだ日向市を代表する海岸線を望むことができます。

また、柱状節理の海岸に建つ大御神社や日知屋城址、また、お大師さんと呼ばれる弘法大師像が点在しており、地域の歴史を感じさせる景観をつくり出しています。

(2)景観特性と問題点

日豊海岸地域の景観は、日向市を特徴付ける海岸線の景観、海岸を望む沿道景観、点在する地域資源がある景観で構成されています。また、これらに関わる景観づくりの活動も、景観を構成する要素と言えます。そこで、これらの景観を構成する要素に着目し、要素別に景観特性や問題点を整理します。

①変化に富む海岸線

✧ **キーワード**

・日豊海岸国定公園
・海（砂浜／柱状節理／岩礁／松林／伊勢ヶ浜／お倉ヶ浜／金ヶ浜）
・豊かな自然景観（米ノ山／櫛の山）
・活動（サーフィン／パラグライダー）

特性

・馬ヶ背やお倉ヶ浜など日向市を特徴づける観光資源が点在している。
・広大な防潮林や砂浜と柱状節理の岩礁が交互に連なり、変化に富んだ海岸線を形成している。
・海水浴場やサーフィンスポットがあり、賑わいの場を創出している。
・背後の米ノ山はパラグライダーの滑走地が、櫛の山は桜並木があり、市民のレクリエーションの場となっている。
・日豊海岸国定公園に指定され、自然環境が保全されている。
・平岩地蔵尊は日豊海岸を一望できる貴重な眺望ポイントとなっている。

問題点

・防潮林の景観資源としての手入れが十分ではない。
・流木やゴミが漂流したままであり、変化に富む美しい景観を阻害している。

②点在する歴史資源

✧　**キーワード**

・歴史的景観（大御神社／日知屋城址／お大師さん）

特性

・柱状節理の海岸に立つ大御神社や日知屋城址は、自然景観と相まって厳かな景観を形成している。

・「お大師さん」と呼ばれる弘法大師像が点在するなど、固有の歴史資源を有している。

問題点

・大御神社や日知屋城址は、住宅地である周辺景観との雰囲気に差があり、調和が図られていない。

・弘法大師像は地域の景観を特徴付ける資源であるものの、地域づくりへの活用は十分ではない。

③海岸を望む道

✧ **キーワード**

・ドライブウェイ（国道10号／県道15号（お倉ヶ浜道路））
・遊歩道
・眺望ポイント

特性

・海岸線と並行して走る国道10号沿線は、サーフショップや民宿が点在し、海のレクリエーションスポットであることが感じられる。
・海岸部には遊歩道が整備されており、眺望ポイントが点在している。

問題点

・海岸部を並行して走っているが、沿道は雑木で覆われ、変化に富む海岸線を楽しむことができない。
・海岸部の遊歩道が十分に活かされていない。

④地域の景観づくり

✧　**キーワード**

・組織（堀一方黒潮実年会／平岩まちづくり協議会）

・活動（花の植栽／コスモス／ソテツ／バナナ／ゴミ拾い）

特性

・「堀一方黒潮実年会」や「平岩まちづくり協議会」などの地域住民による景観づくりの取り組みが実施されている。

・「日向市のふるさとの自然を守る会」や「松の緑を守る会」、「財光寺地区の住民」によるお倉ヶ浜の松林を守る景観づくりの取り組みが実施されている。

問題点

・植栽活動などの景観づくりを継続していくために、多くの市民の参加が望まれる。

・松林などの地域資源が活かされていない。

2. 景観づくりの課題

(1)日向市の景観づくりの基本姿勢

- 良好な景観づくりは市民の共有財産です。
- 景観づくりは地域づくりの一つの要素であり、地域の活性化の手段でもあります。
- 日豊海岸地域は景観資源の宝庫であることから、「日向市景観基本計画」において景観形成重点地区に指定されており、日向市の景観づくりを先導する地区として、地域の皆さんが主体となった景観づくりが期待されています。

(2)日豊海岸地域の景観づくりの課題

日豊海岸地域の貴重な景観資源を保全するとともに、地域づくりに繋げるためには、景観づくりの課題を明らかにしながら、その課題を解決するための取組みの推進が必要です。そこで、景観特性と問題を踏まえ、日豊海岸地域の景観づくりにおいて解決すべき課題を整理します。

課題 1　海岸線をはじめとする自然資源の景観資源としての保全・活用

日豊海岸国定公園に指定されている広大な防潮林や、砂浜と柱状節理の岩礁が交互に連なった変化に富む海岸などの自然資源は本地域を代表する景観資源です。しかしながら、手入れ不足の防潮林や流木・ゴミなどの堆積がみられるため、自然資源の景観資源としての保全・活用が必要です。

課題 2　歴史・文化を特徴づける景観形成

柱状節理の海岸線に建つ大御神社や日知屋城址は自然景観と相まって厳かな景観を形成していますが、周辺住宅地との町並みに差が生じています。また、弘法大師像が点在していますが、景観資源としての保全・活用は十分ではありません。そのため、歴史・文化を特徴付ける景観形成を促進する必要があります。

課題 3　海岸を望む道にふさわしい沿道景観の形成

海岸線と並行して走る国道10号や県道15号(お倉ヶ浜道路)、海岸の遊歩道は眺望スポットとなっています。しかし、これらの道路沿道は雑木で覆われ、眺望景観が阻害されていることから、海岸を望む道にふさわしい沿道景観の形成が必要です。

課題 4　日豊海岸地域の一体的な景観づくり

本地域では一部の団体によって地域のまちづくりが行われていますが、一定の地区や場所に留まっており、地域一体の取組みは十分ではありません。また、若手の参加者が少なく景観に対する関心も低いため、地域の一体的な景観づくりを行う必要があります。

第 3 章　景観計画区域

1. 景観計画区域(景観法第 8 条第 2 項第 1 号に関する事項)

日豊海岸地域の堀一方地区、財光寺地区、平岩地区では、植栽や清掃活動といった景観に関する取組みが各地区で行われています。一方、これらの地区の海岸部一帯(日豊海岸地域)は、日豊海岸国定公園に指定され、リアス式海岸と砂浜海岸が断続的に続く海岸や米ノ山や櫛の山といった山々など、日向市を特徴づける自然景観を形成しています。そのため、本地域では、各地区の景観づくりに加え、日豊海岸地域として一体的に景観づくりを行う必要があります。そこで、日豊海岸地域景観計画の対象となる景観計画区域を以下のように定めます。

景観計画区域

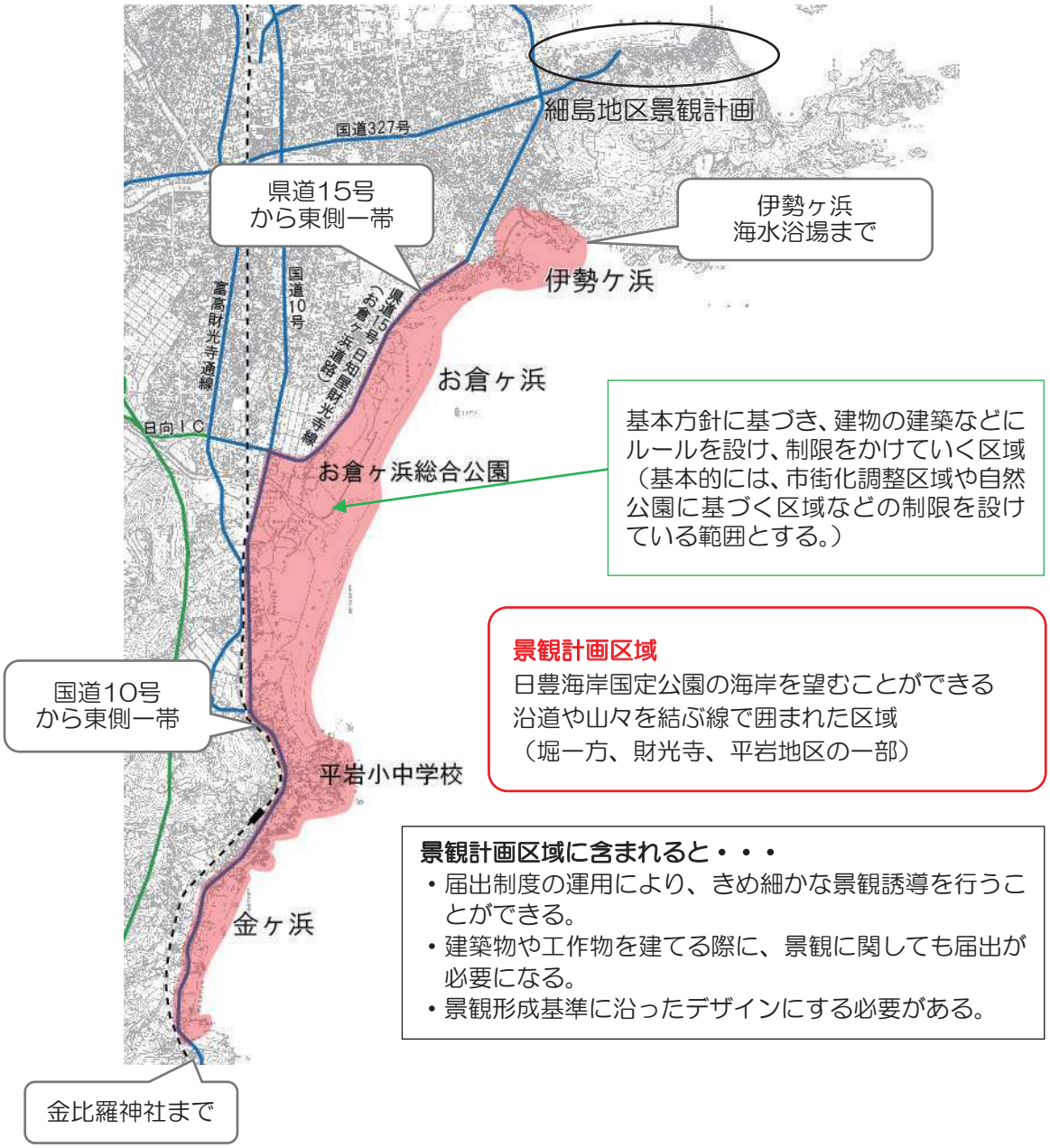

第 4 章　景観づくりの将来像と基本方針

1. 日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像

日豊海岸は、リアス式海岸と白砂青松が交互に連なる、日向市を代表する地域資源です。

海辺を歩けば広大な太平洋を一望できるとともに、変化に富む海岸線の景色、波の音、潮風の香りを楽しむことができます。また、海水浴やマリンスポーツで賑わう風景は、季節を感じさせるとともに日豊海岸の景観を特徴づけています。さらに、大御神社や日知屋城址周辺は、このような海岸景観と相まって厳かさが感じられる独特の景観を創り出しています。

私たちは、住む人が誇りを持ち、来る人に驚きと感動を与え、再び訪れ歩いてみたいと思える日豊海岸にするため、日豊海岸地域が目指す景観づくりの将来像を「青い海、蒼い空、白い砂浜「大切な人と歩きたい。」日向サンライズ海道」と定めます。

（日豊海岸地域景観まちづくり協議会）

2. 景観づくりの基本方針（景観法第 8 条第 2 項第 2 号に関する事項）

景観づくりの将来像を実現するため、以下に掲げる景観づくりの基本方針に基づき、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを進めていきます。

（1）日豊海岸における美しい海岸景観の形成

日向市を代表する地域資源である日豊海岸は、自然環境として保全するだけではなく、景観の視点も取り入れながら適切な維持管理を行い、美しい海岸景観を形成していきます。

（2）地域の歴史や文化と調和した景観づくりの推進

大御神社や日知屋城址、弘法大師像などの歴史・文化資源を、本地域のストーリーを表す景観資源として活用できるように、本地域の重要な景観資源として位置づけ、これらと調和した景観づくりを推進します。

（3）日豊海岸の開放感を活かした沿道景観の形成

日豊海岸と並行する国道10号や県道15号（お倉ヶ浜道路）、海岸の遊歩道は、開放感あふれる日豊海岸を感じることができるように、日豊海岸国定公園として適切な維持管理を行い、来訪者をもてなす空間にふさわしい沿道景観を形成します。

（4）多世代交流による市民協働の景観づくりの推進

南北に広がる日豊海岸地域において一体的に景観づくりを進めていくため、市民の日豊海岸の景観に対する愛着を醸成するとともに、清掃活動等の地域活動、サーフィンやビーチサッカー等のマリンスポーツ愛好者などと連携し、幅広い世代を巻き込みながら、地域づくりと一体となった景観づくりを推進します。

第 5 章　景観づくりに向けた取組み方策

1.良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 2 号に関する事項）

日豊海岸地域では、日豊海岸らしい景観づくりを地域全体で一体的に進めていくため、景観づくりのルール（景観形成基準）を定めるとともに、一定の行為を行う際にあらかじめ市に「届出」を行い、その行為が景観形成基準に適合しているかを確認します。

（1）届出対象行為

景観計画区域内において、以下に定める行為を行う際は、あらかじめ市に届出を行う必要があります。

届出対象行為

届出対象行為	行為の規模※4
●建築物※1の建築等 ○新築、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更※2	床面積が 10 ㎡を超える行為
●工作物※3の建設等 ○新築、増築、改築若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更※2	高さが 3mを超える行為 自動販売機の設置についてはすべての行為
●開発行為 ○都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 ○その他政令で定める行為	面積が 1,000 ㎡以上の行為
●土地の形質の変更 ○土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 1,000 ㎡以上の行為
●木竹の植栽又は伐採	面積が 1,000 ㎡以上の行為
●物件の堆積 ○屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	10 ㎡若しくは 1.5mを超える行為

※1：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建物とする。
※2：色彩の変更については、建築基準法に基づく建築確認申請は不要であるが、景観法に基づく届出は必要となる。
※3：日向市景観条例施行規則（平成20年3月26日規則第12号）第2条に規定する工作物とする。
（擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの等）
※4：通常の管理行為、軽微な行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は届出の対象とならない。
（景観法第16条第7項による適用除外規定）

届出対象行為のイメージ

① 面積が 10 ㎡を超える建築物の建築等

② 高さが3mを超える工作物の建設、自動販売機の設置等

③ 1,000 ㎡以上の開発行為

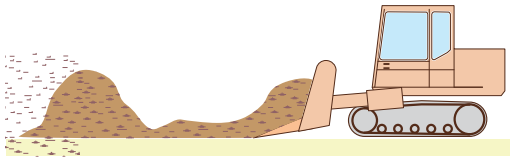

④ 1,000 ㎡以上の土地の形質の変更

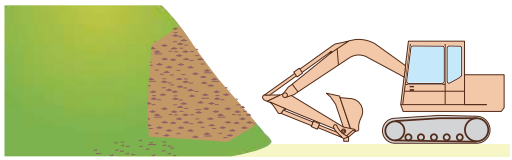

⑤ 1,000 ㎡以上の木竹の植栽又は伐採

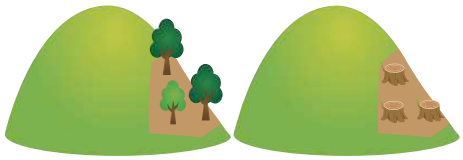

⑥ 10 ㎡若しくは 1.5mを超える物件の堆積

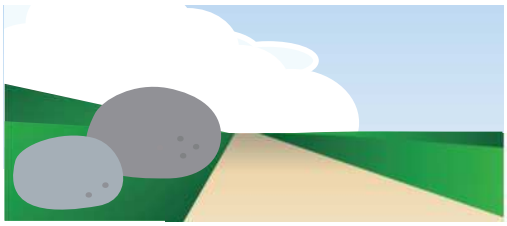

以上に該当する行為を行う場合は、事前に市への届出が必要です。

(2)景観形成基準

（1）で示した届出対象行為については、景観形成の基本方針に基づいた、景観形成基準を満たす必要があります。景観形成の基本方針に関連する景観形成基準は、同じ色の■で示します。また、市民協働による日豊海岸に一体的な景観づくりの推進についてはどの基準も市民協働によるまちづくりであるため、すべてに含まれます。

＜景観形成の基本方針＞

■日豊海岸における美しい海岸景観の形成

■地域の歴史や文化と調和した景観づくりの推進

■開放感あふれる日豊海岸を感じることが出来る沿道景観の形成

■市民協働と世代間・地域間の連携による一体的な景観づくりの推進

①建築物・工作物

■米ノ山展望所や平岩地蔵尊、忠霊塔、東九州自動車道、国道 10 号沿道、県道 15 号（お倉ヶ浜道路）沿道などの視点場からの海岸線の眺望へ配慮した、配置・規模とする。

■太平洋の海の青さと木々の緑、南国らしい色が調和する色彩を基調とし、以下の基準値を遵守する。

日向市まちなみ色彩ガイドライン「港まちエリア」のおすすめの色基準値

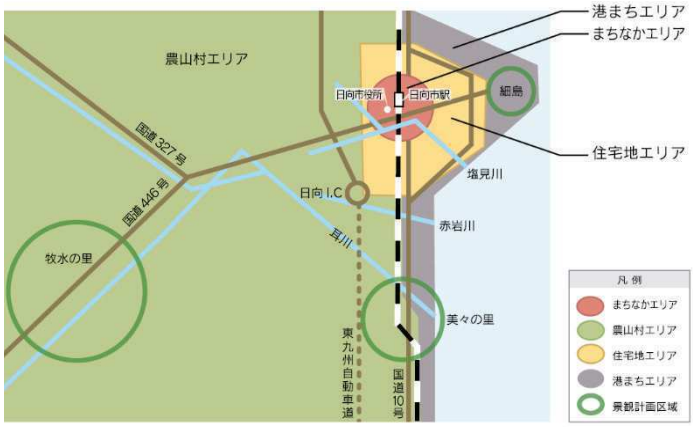

▲「日向市まちなみ色彩ガイドライン」の地域区分イメージ図

部位	区域の定義	色相	明度	彩度
外壁	ベースカラー サブカラー	0.1R～4.9YR	4 以上 8 未満	3 以下
		5YR～5Y		4 以下
		その他		2 以下
外壁	アクセント カラー	0.1R～4.9YR	—	5 以下
		5YR～5Y		5 以下
		その他		3 以下
屋根	屋根色	0.1R～4YR	6 以下	3 以下
		5YR～5Y		3 以下
		その他		2 以下

▲港まちエリアのおすすめの色基準値

■日豊海岸国定公園に設置される自動販売機の色彩は、「5PB4／4」を推奨する。

■大御神社・日知屋城址周辺では、歴史・文化的景観との調和に努める。

■地場産材や自然素材を積極的に活用し、自然環境との調和を図る。

■国道10号や県道15号（お倉ヶ浜道路）などの主要な景観軸では、駐車場・駐輪場等のオープンスペースに植栽を施し、沿道景観の向上を図る。

■看板等の設置にあたっては、周囲の景観を阻害しない形態意匠とする。

建築物・工作物の景観形成基準のイメージ

②開発行為・土地の形質の変更

■土地の造成にあたっては、自然環境の保全及び良好な景観形成に十分配慮した計画とする。
■土地の造成を最小限に留め、周囲に十分な植栽を施す。
■法面は、十分な安全性を確保したうえで、可能な限り緑化に努める。

③木竹の伐採又は植栽

■海岸線の眺望を確保できるよう適切な伐採又は植栽を行う。
■植栽にあたっては、周辺植生に調和する樹種を選択するようにする。地域環境に配慮した上で南国情緒あふれる樹種を選択することも考えられる。
■海岸線の景観を阻害するような高木となる用材林等の樹種は植樹しないようにする。

④物件の堆積

■国道10号、県道15号（お倉ヶ浜道路）などの主要な景観軸では、物件の堆積を最小限に留め、外部からの遮へいに配慮し、植栽等を施す。

2.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
（景観法第 8 条第 2 項第 3 号に関する事項）

日豊海岸地域において、景観づくりを進める上で重要な建造物や樹木を保全するとともに、地域づくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。今後、日向市と住民の協働により、この方針に即して具体的な指定を検討していきます。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定されると、景観行政団体の長（日向市長）の許可無く現状の変更が出来なくなります。その一方で、建築基準法の規制の緩和や景観整備機構による管理などを受けることができるようになります。

（1）景観重要建造物の指定の方針

日豊海岸地域において景観づくりを進める上で重要となる建造物（以下、景観重要建造物）を保全し、日豊海岸地域らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要建造物の指定の方針を以下のように定めます。

①日豊海岸地域の景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている建造物
②日豊海岸地域の歴史や文化、生業を表している建造物
③歴史的な建築様式を継承したもの、又は、国の登録文化財等の登録に値する建造物
④その他、日豊海岸地域の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき建造物

（2）景観重要樹木の指定の方針

日豊海岸地域において、景観づくりを進めていく上で重要となる樹木（以下、景観重要樹木）を保全し、日豊海岸地域らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要樹木の指定の方針を以下の通り定めます。

①日豊海岸地域の景観を特徴づけ、市民や住民、来訪者に親しまれている樹木
②日豊海岸地域のシンボル的な存在となっている、あるいはなりうる樹木
③その他日豊海岸地域の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき樹木

【用語説明】

○景観整備機構

⇒景観づくりに対する地域住民の取組みを支援する組織。ＮＰＯ法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。

　景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。

○景観重要建造物

⇒景観づくりを進める上で重要となる建造物。景観行政団体の長が「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要建造物に指定されると、許可なく増築、改築、移転などをすることができません。

　また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となります。

○景観重要樹木

⇒景観づくりを進める上で重要となる樹木。景観行政団体の長が、「指定の方針」等に従って指定することができます。

　景観重要樹木に指定されると、許可なく伐採、移植をすることができません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となります。

3.その他の事項

(1)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(景観法第 8 条第 2 項第 4 号イ)

屋外広告物は、賑わいある風景を演出するなどの経済活動面での効果がある一方、無秩序な設置や地域の景観との調和に配慮しない設置は、地域の良好な景観を阻害する要因にもなります。

宮崎県においては地域の良好な景観の形成に資することを目的に屋外広告物条例が定められており、宮崎県が主体となって屋外広告物の表示方法等の規制に取組んでいます。また、日向市においても中心市街地において景観アドバイザーによる指導や、景観に配慮した広告物の設置の協議など、地域特性に応じた取組みを行っています。

日豊海岸地域においては、今後、美しい海岸線の眺望を確保していくために、屋外広告物の規制内容の見直しについて検討していきます。

屋外広告物の規制状況

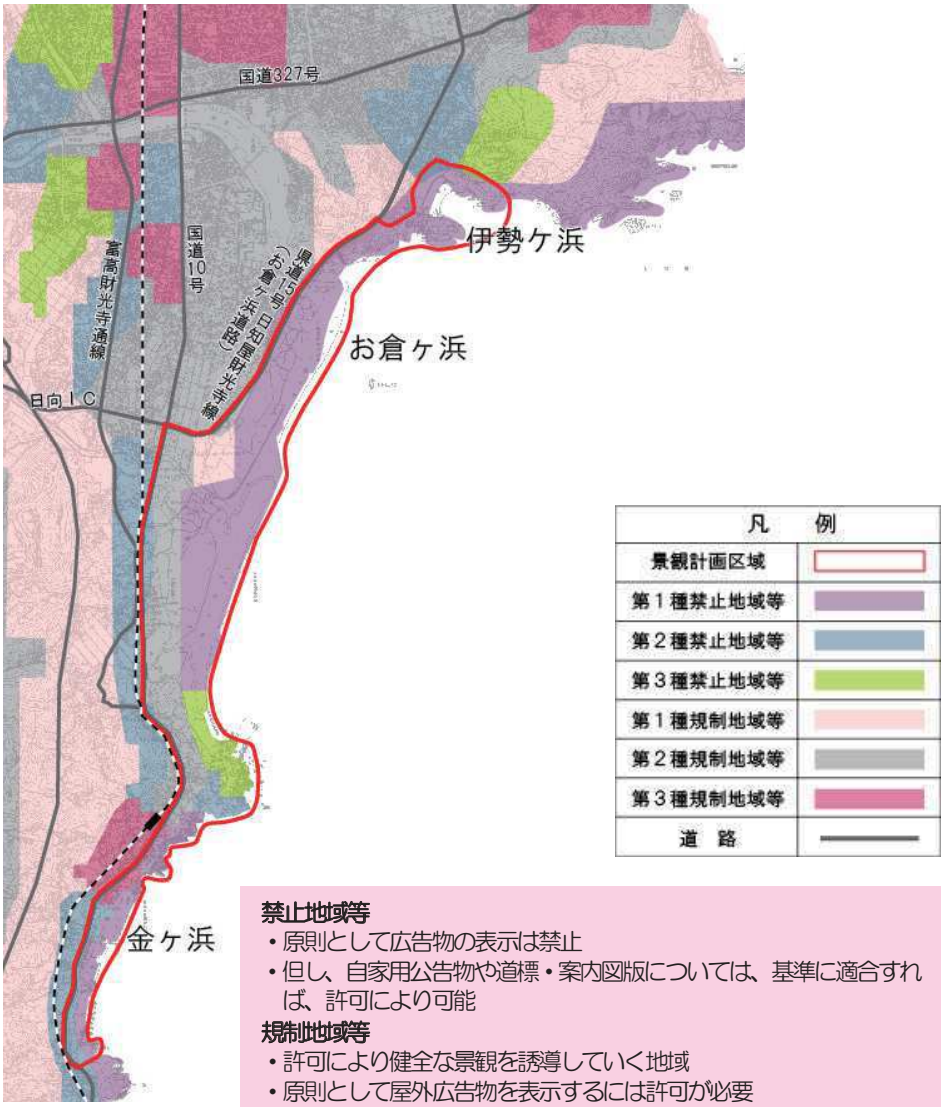

※詳しくは、日向土木事務所（宮崎県）で確認できます。

(2)景観重要公共施設の整備に関する事項(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、公共施設が地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備にあたっては周辺景観への配慮が特に求められます。公共施設の整備にあたっては、それぞれの施設管理者と連携し、積極的に景観計画の方針に即した取組みを推進します。

そこで、以下の公共施設を「景観重要公共施設」として定めます。景観重要公共施設の整備を行う際は、「日向市公共事業景観形成指針」に定めた内容の検討を行うとともに、本計画の景観重要公共施設の整備に関する事項に示す基準に即した整備を行うこととし、周囲の景観に十分配慮します。

① 景観重要公共施設

日豊海岸地域では、以下の図に示す公共施設の整備は、良好な景観づくりに向けた取組みと一体的に行うことが求められるため、施設管理者等の同意の上、「景観重要公共施設」として位置づけています。

景観重要公共施設の位置

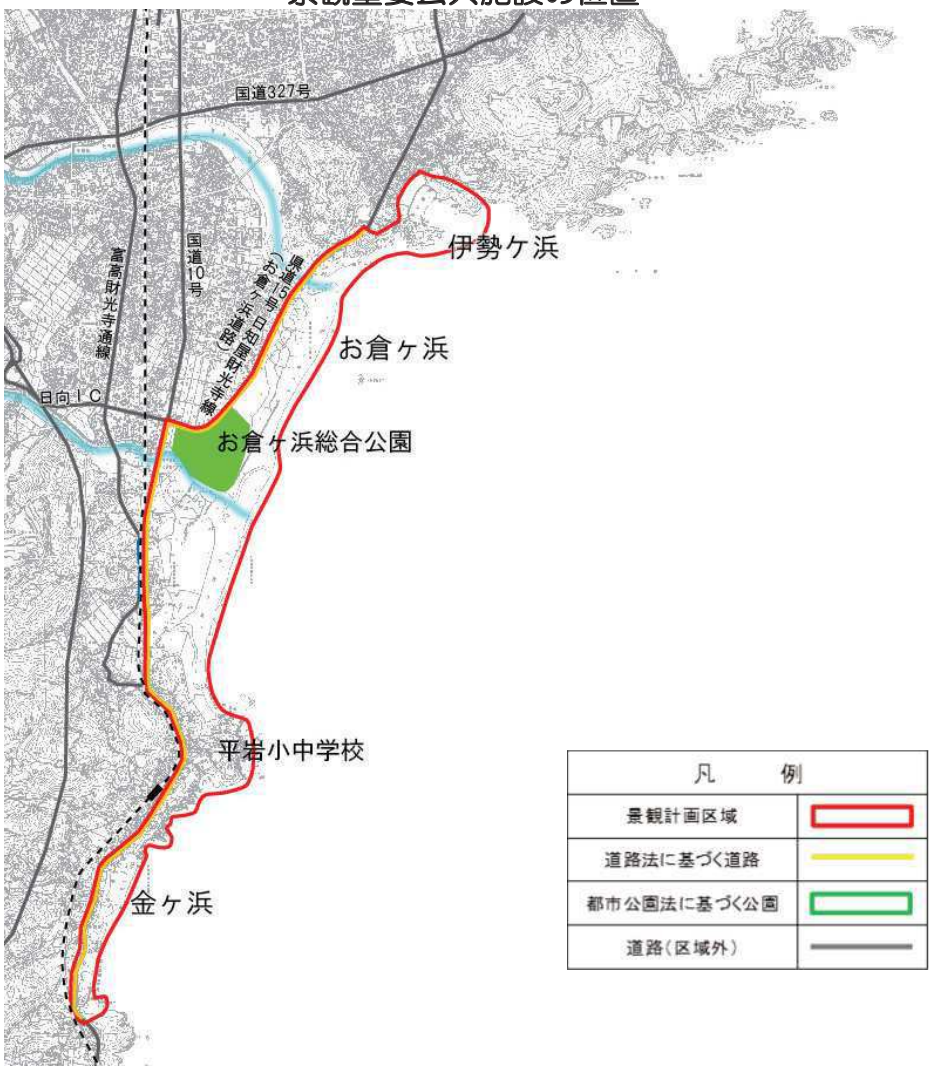

②景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に際しては、本計画の景観重要公共施設の整備に関する事項に示す基準に加え、以下の事項に基づくこととします。

また、景観に関する各種の指針やガイドラインに基づき、それぞれの公共施設の設置者及び管理者の理解と協力を得ながら、具体的内容の検討を進めることとします。

景観重要公共施設の整備に関する事項

整備に関する事項〔個別事項〕	
1. 法面	法面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、できる限り緑化可能な工法の導入に努める。また、緑化する場合は、在来種を主体としたその地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、周辺の景観との調和に配慮する。
2. 擁壁・護岸	沿道からの眺望景観を妨げる擁壁・護岸は必要最小限とし、整備する場合は眺望景観を妨げることのないよう計画する。擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう工夫するとともに、周辺の景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。
3. 防護柵	沿道からの眺望景観を妨げる防護柵は必要最小限とし、設置する場合は眺望景観を妨げることのないよう適切な維持管理に努める。防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮し、日豊海岸地域の景観に溶け込むように努める。
4. 舗装	舗装の素材、色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 特にカラー舗装については十分に検討し、安易に採用しない。
5. 植栽（緑化）	沿道からの眺望景観を妨げる植栽は必要最小限とし、整備する場合は眺望景観を妨げることのないよう維持管理に努める。また、周辺の樹木との調和、地域の特性に配慮するとともに、既存の樹木の保全に努める。
6. 公共広告物	沿道からの眺望景観を妨げる公共公告物は必要最小限とし、設置する場合は眺望景観を妨げることのないよう配慮し、景観を損なわないよう維持管理に努める。案内看板等の公共広告物については、可能な限り整理統合に努める。設置数、設置場所、形態、色彩、素材については、統一感のあるデザインにするとともに眺望を確保できるよう周辺との調和に配慮し、日豊海岸地域の景観に溶け込むように努める。

第 6 章　景観づくりの推進に向けて

1. 継続的な景観づくりにむけた体制の構築

(1)届出制度等の円滑な運用にむけた体制の構築

日向市では、届出に関する事前協議や景観アドバイザーへの相談、景観審議会など届出制度の円滑な運用にむけた体制を構築しています。

届出制度の手続きの流れ

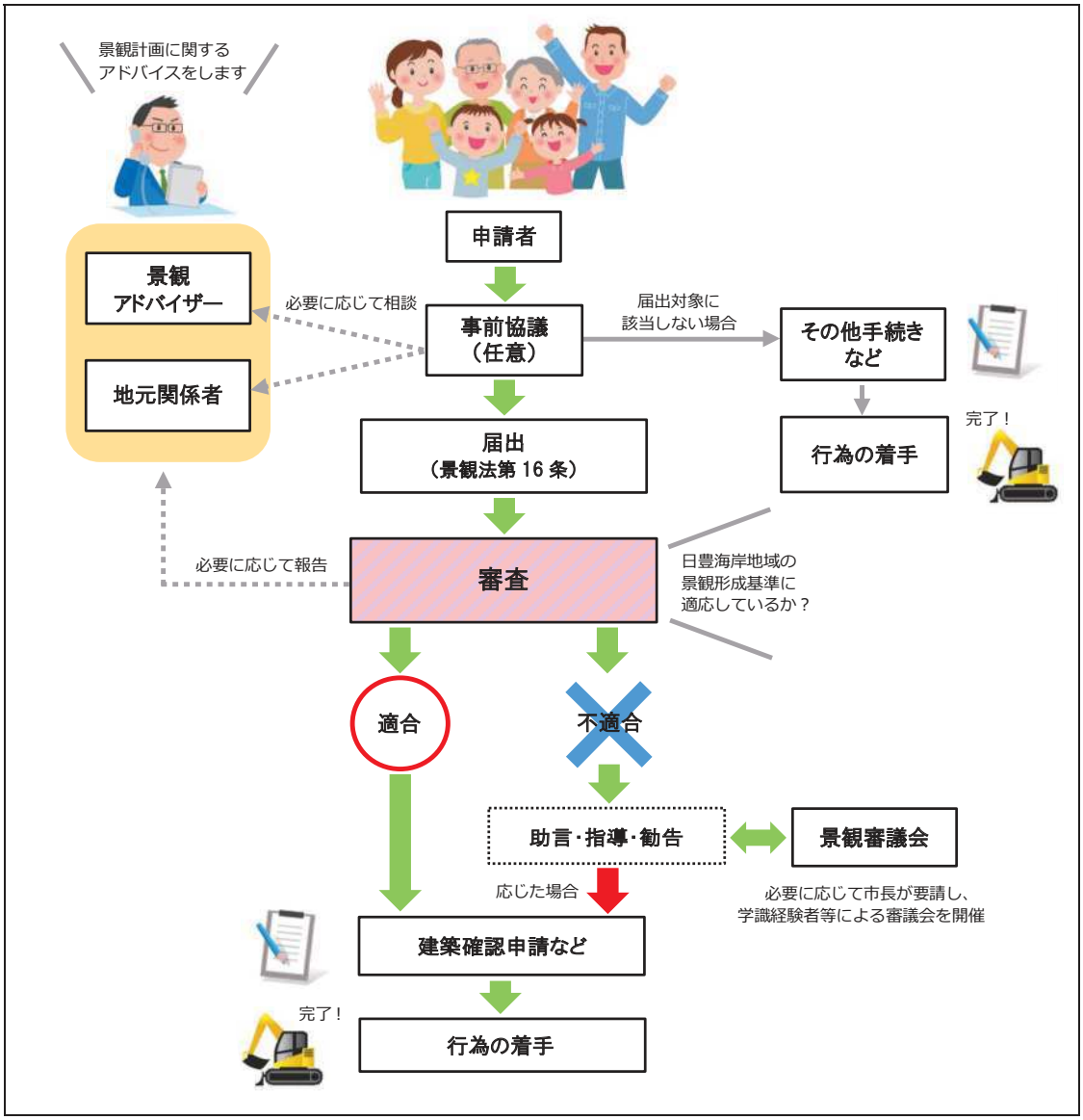

- 建築物の新築など、届出対象行為に該当する行為を行う住民や事業者は、あらかじめ「景観形成基準」の内容を把握するとともに、建築確認申請や開発許可制度等の法令上の手続き前までに行為の内容を市と協議した上で、市に「届出」を行います。
- 市は、事前協議段階で必要に応じて地元関係者の意見を聴取し、申請者との調整を図ります。
- 市は、届出の内容を審査し、必要に応じて助言・指導または勧告を行います。
- 必要に応じて、学識経験者等で構成する「景観審議会」を開催し、届出の内容について審議します。

(2)景観法を活用した取組み体制の充実

景観法では以下のような様々な制度が定められています。日向市では、今後必要に応じてこれらの制度を活用し、地域住民を中心とした景観づくりの取組み体制を充実させていきます。

①景観協議会(景観法第15条第1項)

景観計画区域内において良好な景観づくりに関する協議を行う組織です。景観行政団体や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりを行う者を加えることができます。

②景観協定の締結等(景観法第81条第1項)

景観計画区域内の一定規模のまとまりのある土地について土地の所有者等全員の合意によって良好な景観づくりを推進するために、地域の住民が自主的に協定を結ぶものです。

③景観整備機構(景観法第92条)

景観づくりに対する地域住民の取組みを支援する組織です。NPO法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。日向市では現在、一般社団法人宮崎県建築士会を景観整備機構に指定しています(平成21年7月に指定)。

2. 身近なところからはじめる景観づくりの推進

(1)景観づくりの取組みアイデア

日豊海岸地域景観まちづくり協議会では、身近なところからはじめる景観づくりの取組みについて、各地域が中心となって行っていくことを確認しました。

また、各地域の取組みの具体的な内容としては、以下のアイデアが出されました。これらのアイデアについては、今後、各地域のまちづくり協議会や各区において、各種団体等の協力を得ながら、実現化に向けて検討を進めていきます。

日豊海岸地域が取組むべき内容のアイデア

取組主体	取組内容
地域だけでもできそうな取組み	・案内サイン (観光、地域で統一した、歩道距離、ポイ捨て禁止、駐車場案内、サーフボード) ・河川敷の清掃 ・植栽、花植 ・花壇や芝の維持管理 ・ウミガメとの共存 ・旧道に各家で灯籠をつくり灯篭まつり ・休憩スペース(たまり) ・景観のDVD(空撮) ・へべすを活用したまちづくり ・地引網の復活 ・視点場や資源の紹介マップ ・公園の活性化(子どもが安心して遊べる)
内容によっては地域だけでもできそうな取組み	・遊歩道の維持管理 ・樹木の伐採(簡易なもの)
地域だけでは難しい取組み	・駐車場の整備(大型バス、サーファー、釣り客) ・旧有料道路沿いの整備(歩道を広める等) ・古い看板や不必要な看板の除去 ・空き家、空き地の利活用 ・蛤のカラを利用した町並み ・おしゃれなゴミ置き場 ・海や施設への入口づくり ・竹を切って二次加工販売 ・歩道の舗装色の変更 ・流木の撤去 ・駐車場の整備 ・旧有料道路沿いの整備 ・廃屋の撤去 ・砂浜の除去 ・河川敷の活用 ・遊歩道の整備 ・大規模な樹木の伐採

※ …地域で優先して取組むべき取組み内容

3. 他の計画等との連携

日向市では、平成24年3月に新しい日向市総合計画を策定し、『市民が奏でる“交響”空間　優しく強く温かい人とまち』のキャッチフレーズのもと、美しい景観を保全、形成するために、各種の施策を進めていくこととしています。また、都市計画マスタープランや環境基本計画、全市公園化構想など景観づくりに関連する他の計画との施策や制度と連携し、効果的な施策の展開を図ります。

景観づくりに関連する計画・制度（日豊海岸地域に関連する主なものを抜粋）1/2

計画・制度	景観づくりに関する施策（抜粋）
新しい日向市総合計画 後期基本計画 （平成24年３月策定）	**第3章　分野別の施策** 第1節　未来を拓く人が育つまちづくり Ⅰ－3　地域の個性を生かした文化・スポーツの振興 （1）地域の伝統文化や文化財の継承 （2）くらしの中に文化を感じることができる環境づくり 第3節　元気で活力ある産業が育つまちづくり Ⅲ－4　豊かな自然とおもてなしの心で育まれる観光の振興 （1）地域資源の保全と活用 （2）市民・来訪者の両方が健康になる観光振興 （3）魅力ある観光地に磨き上げるまちづくり （4）日向を住み良く・過ごし良くするまちづくり （5）「おもてなし」の人づくり・情報づくり 第4節　自然と共生した快適な環境のまちづくり Ⅳ－1　人と自然の共生した環境にやさしい社会づくり Ⅳ－4　自然に調和した安全・安心な公園・緑地・水辺環境の整備 Ⅳ－5　美しい景観の保全・形成と土地利用の推進
日向市都市計画マスタープラン （平成21年３月策定）	**第5章　地域別まちづくり構想** ④景観形成の方針 ［日知屋地域］ ・工業の敷地での緑化を推進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。 ・工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。 ・塩見川の親水空間の整備・保全を図ります。 ［財光寺東地域］ ・工場の敷地での緑化を推進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。 ・工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。 ・都市基盤整備の推進により安全で快適な住宅地景観の形成を図ります。 ・白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。 ［平岩地域］ ・白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。 ・市街地の背景をなす丘陵地の自然景観を緑のスクリーンとして保全を図ります。

景観づくりに関連する計画・制度（日豊海岸地域に関連する主なものを抜粋）2/2

計画・制度	景観づくりに関する施策（抜粋）
日向市環境基本計画 平成27年度～36年度 （平成27年3月策定）	**第4章　施策の展開** **（3）美しい景観の保全** **■市の役割** **①美しい景観の保全と形成** ・全市公園化を推進して、緑豊かな美しい都市空間の創出を図ります。 ・魅力ある景観づくりを進め、地域の活性化を促します。 ・市民が主体的に行う景観まちづくり活動を支援します。 ・景観を保全・形成する意識の啓発を図ります。 ■市民の役割 ・住宅建築の際の、周辺の自然環境や街並みとの調和や環境への配慮 ・地域の環境美化や緑化活動への積極的な参加 ・生垣の設置や植栽による自宅敷地内の緑化
日向市全市公園化基本計画 （平成26年3月策定）	**■全市公園化構想の位置づけ** 全市公園化構想は、「新しい日向市総合計画」や「都市計画マスタープラン」を上位計画として、地域づくりとしての景観まちづくりの指針である「日向市景観基本計画」をベースに、景観基本計画に掲げられた理念や考え方との連携・調整を図りながら、地域活性化のための一つの施策として位置づけ、市民との協働によるソフト事業を主体とする。 **■全市公園化の目標像** 「ひとが集い、ふれあい、憩う都市空間」 **■全市公園化に関する基本方針** 全市公園化では、景観基本計画や景観形成重点地区の景観計画を基本として、市民との協働による事業推進が主軸となることから、市民自らが地域の素晴らしい自然や歴史・文化等の地域資源に気付き（学景）、守り（守景）、直し（創景）、活かす（活景）ことを促進させ、全市公園化の目標である「地域活性化」や「市民の憩いの場の創出」を図り、魅力的な都市空間を実現させるために、取組みを行う。
日向市観光振興計画（後期） 平成23年3月	**■観光振興の姿** ①黒潮文化と森林文化の融合を活かした観光・交流の展開 ②いきいき　はつらつスポーツ・文化交流圏の形成 **■リーディングプロジェクト** （1）食の魅力プロジェクト （2）環境保全散歩みち（フットパス）プロジェクト （3）Doスポーツ！日向プロジェクト （4）ホンモノ体感！日向の魅力創造プロジェクト
伊勢ヶ浜門前町基本構想 （平成27年3月策定）	**■将来像** ひむかのスピリチュアル拠点 － 観光客と地域住民が年中楽しめる大御神社の門前町 － **■方向性** ①スピリチュアルな資源、海岸景観、自然環境などの地域資源を十分に活用した門前町を創る ②自然や神話をキーワードに、周辺の観光地との連携を見据えた広域観光の拠点となる門前町を創る ③地域住民自らが楽しみ、且つ継続的に参画できる門前町を創る **■全体のデザインルール** ・神社を意識した、落ち着きのあるまち並みとする。 ・誰もが気軽に立ち寄ることができる、開放的なまち並みとする。 ・木々に囲まれ自然豊かなまち並みとする。

4. 景観計画の進行管理

日豊海岸地域景観計画に基づく良好な景観づくりを推進するため、随時市報やホームページ等で、地域住民や事業者、行政による景観づくりの取組み状況を公表していきます。

また、地域住民や景観審議会等の意見を聞きながら、目標の共有(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の PDCA サイクルにより、計画の進行管理を十分に行っていきます。

さらに、景観づくりは長い期間を要することから、社会環境の変化や上位関連計画の改訂や見直し等により、必要に応じてこの景観計画の見直しや充実を行っていきます。

PDCA サイクル

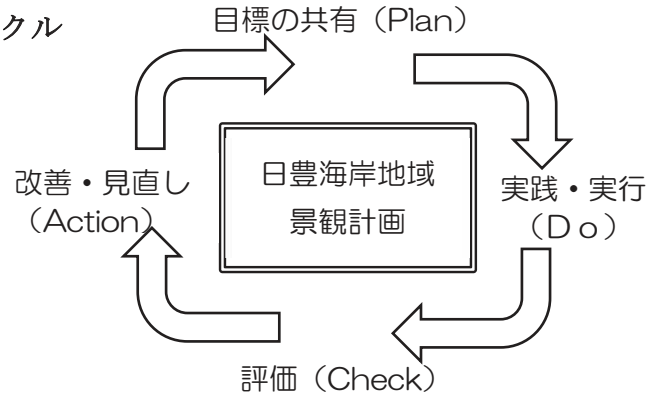

目標の共有 (Plan)	・現状や課題を踏まえつつ、今後、目指すべき将来像に向けて目標をしっかり検討し、景観計画を策定します。
	・景観まちづくり協議会での活動を通じた景観計画の作成が目標共有の段階にあたります。
	・「目標」となる景観計画はＰＤＣＡサイクルに則って、評価、改善の実施、計画の見直し、これから先の新たな景観計画の策定に繋げていきます。
実践・実行 (Do)	・景観計画に沿って、目標の共有(Plan)で定めた取組みを順次実行・実践します。
評価 (Check)	・適時報告会を開催し、目標に向かって正しく取組みが進んでいるか確認します。
	・評価は行政と住民が協働して行います。
	・行政と住民がそれぞれの役割に応じた評価を行い、さらに行政・住民で相互に評価を行います。
改善・見直し (Action)	・評価を踏まえて、良好に進んでいないところについての改善策を検討し、実行します。
	・ニーズの変化や上位関連計画の改訂等、本計画の関連事項に変化が見られる場合には、必要に応じた対応策の検討を行います。

参考資料

参考１）日豊海岸地域景観計画策定に係るアンケート調査の結果

1. 調査概要

（１）調査の目的

本調査は、「日豊海岸沿線地域景観計画」を策定するにあたり、景観に関する住民の意見・意向を把握するため実施した。

（２）調査対象及び調査方法・回収率

	内　容
調 査 対 象	20 歳以上の市民
配　布　数	1,200 票
抽　出　法	住民票より無作為抽出
調 査 方 法	配布・回収とも郵送による
調 査 時 期	平成 26 年 8 月 28 日～平成 26 年 9 月 16 日
調 査 地 域	都市計画区域全域
回　収　率	173 票　（回収率 14.4%）

※調査結果について、地区別の集計結果には、居住地無回答の方は含まない。
※集計結果には、無回答や無効回答を含んでいないため、アンケートの回答数と一致しない。
※複数回答（MA)の構成比は、その設問の回答件数を母数とした。

2. 調査結果

①　「日豊海岸沿線地域（以下、海岸地域）」の景観について

1）海岸地域全体の景観についての印象

全体値、各地区ともに、９割近くが「魅力を感じている」となった。
地区別に比べた場合、傾向に大きな違いはない。

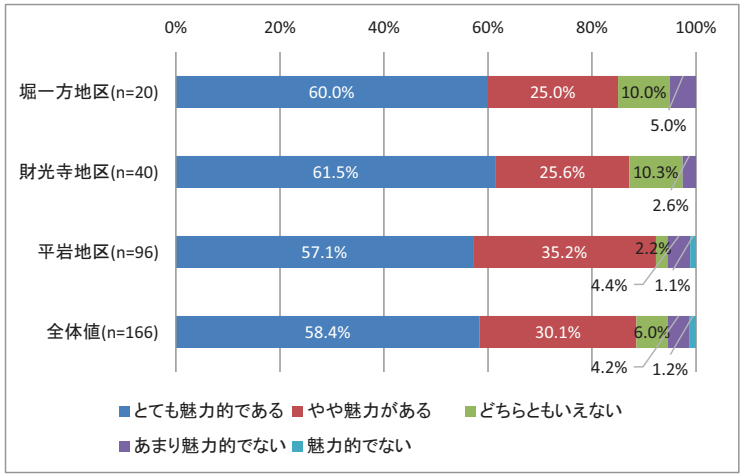

▲海岸地域〔日豊海岸沿線地域）の景観についての印象

2）海岸地域に今ある景観の中で、好ましいと思う景観について

「海辺の景観」が最も好ましく思われており、地区によりその特徴がみられる。

地区別の特徴

全　　体	海辺の景観をはじめ、山の自然景観や歴史的景観などが好ましく思われている。
堀一方地区	「にぎわいのある海辺の景観」が好ましく思われている。
財光寺地区	「海辺の自然景観」が好ましく思われている。
平岩地区	「海辺の自然景観」に次いで「歴史的景観」が好ましく思われている。

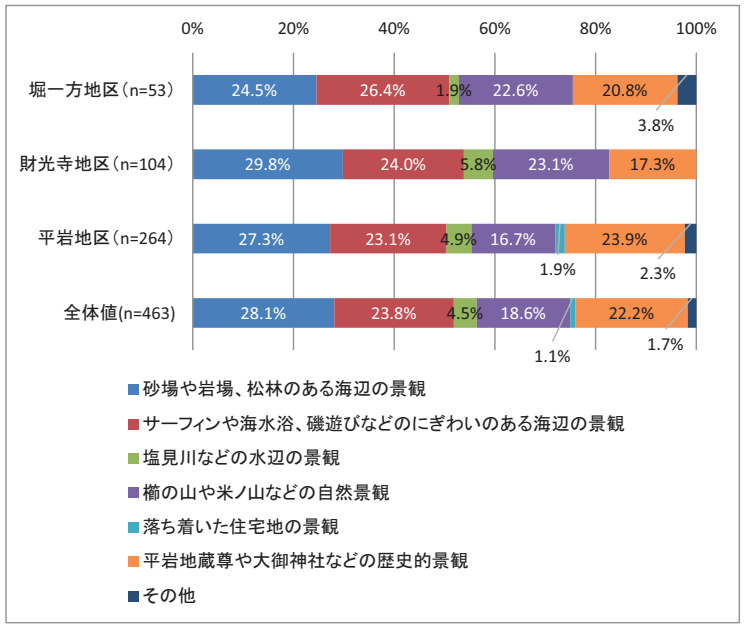

▲海岸地域に今ある景観の中で、好ましいと思う景観（複数回答）

３）現在の海岸地域の景観に対して感じる問題点について

「うっそうとした森林」や「ゴミや廃車・廃材」などが問題だと思われている。

地区別の特徴

全　　体	５割近くが「ゴミや廃車・廃材」「うっそうとした森林」を問題と感じている。
堀一方地区	「うっそうとした森林」「道路や橋などの色とデザイン」などを問題と感じている。
財光寺地区	「ゴミや廃車・廃材」「うっそうとした森林」などを問題と感じている。
平岩地区	「ゴミや廃車・廃材」「うっそうとした森林」「電柱や電線類」等を問題と感じている。

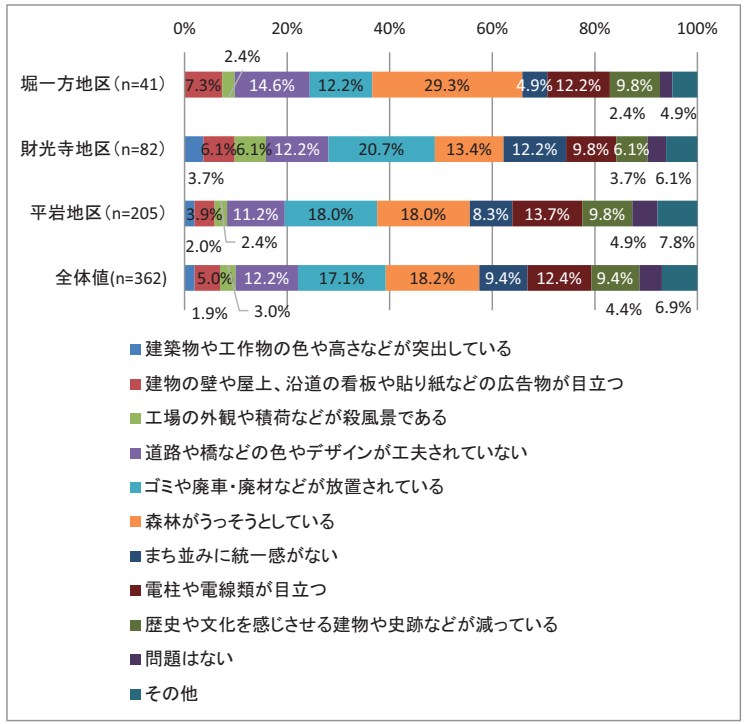

▲現在の海岸地域の景観について感じる問題点（複数回答）

②　「日豊海岸沿線地域〔以下、海岸地域〕」の景観づくりについて

１）　海岸地域で今後目指すとよいと思われる景観づくりについて

それぞれの地区が誇る景観を、活かしていく意向が強い。

地区別の特徴

全　　体	「美しい砂浜や岩場、松林のある海辺の景観の保全」「サーフィンや海水浴、磯遊びなどのにぎわいのある海辺の景観の創出」など海辺に関する景観で５割近くになる。
堀一方地区	あわせて約５割が「海辺の自然景観の保全」と「にぎわいのある海辺の景観の創出」を求めている。
財光寺地区	「海辺の自然景観の保全」のほか「山の自然景観の保全」や「美しい沿岸景観の保全」が求められている。
平岩地区	「海辺の自然景観の保全」「にぎわいのある海辺の景観の創出」が求められている。

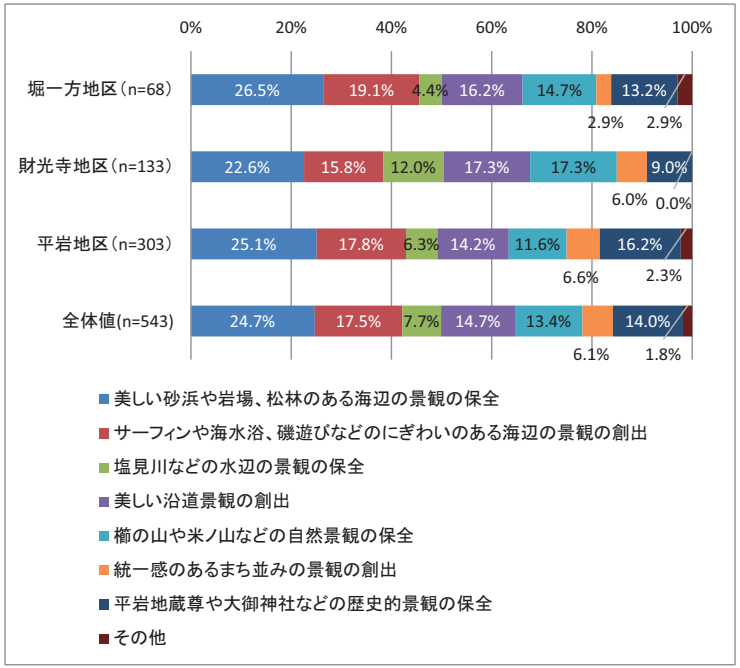

▲海岸地域で今後目指すと良いと思われる景観づくり（複数回答）

2）海岸地域の景観を守り、まちづくりに活かしていくために必要だと思われるルールについて

「敷地の緑化」「看板や広告物」へのルールは各地区共通。他は地域ごとの特性による。

地区別の特徴

全　　体	「優れた景観の建造物や樹木の保存」「敷地の緑化」などに関するルールが上位。
堀一方地区	「大規模な木竹の植栽や土地の開墾」「優れた景観の建造物や樹木の保全」など森林に関することを含んだルールが上位で５割近くになる。
財光寺地区	「優れた景観の建造物や樹木の保全」「敷地の緑化」「道路や橋など公共施設の色やデザイン」へのルールが上位で５割近くになる。
平岩地区	「優れた景観の建造物や樹木の保全」「大規模な木竹の植栽や伐採、土地の開墾」「敷地の緑化」へのルールが上位で５割近くになる。

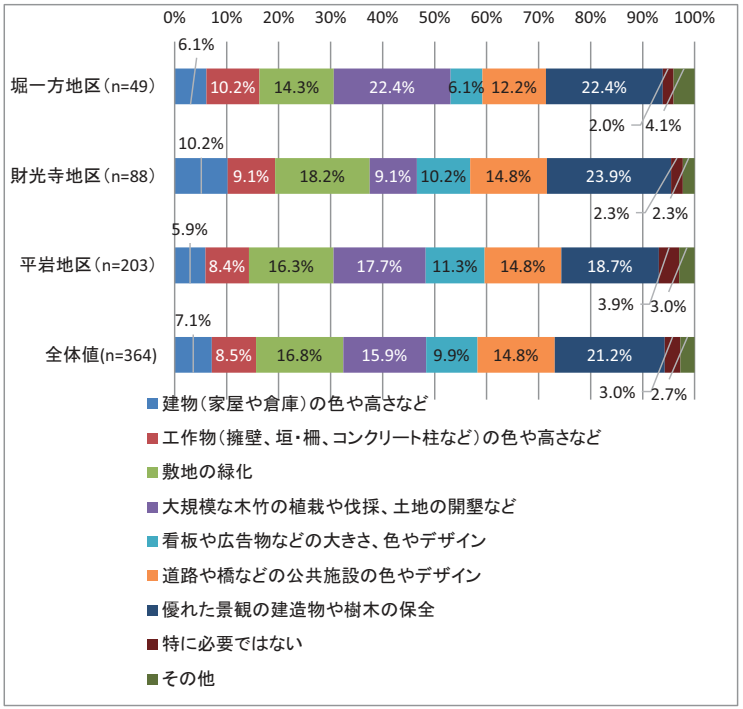

▲海岸地域の景観を守りまちづくりに活かしていくために必要と思われるルール（複数回答）

3）　日向市で実施する景観に関するまちづくり活動に対する認知度について

まちづくり活動自体は知られているものの、内容への認知度は低い。

地区別の特徴

全　　体	「聞いたことはあるが、内容は知らない」が半数近い。
堀一方地区	全体や他の地区とくらべて「聞いたことがある」が一番高い。
財光寺地区	全体や他の地区とくらべて「はじめて聞いた」（知らなかった）が一番高い。
平岩地区	全体や他の地区とくらべて「内容も知っている」が一番高い。

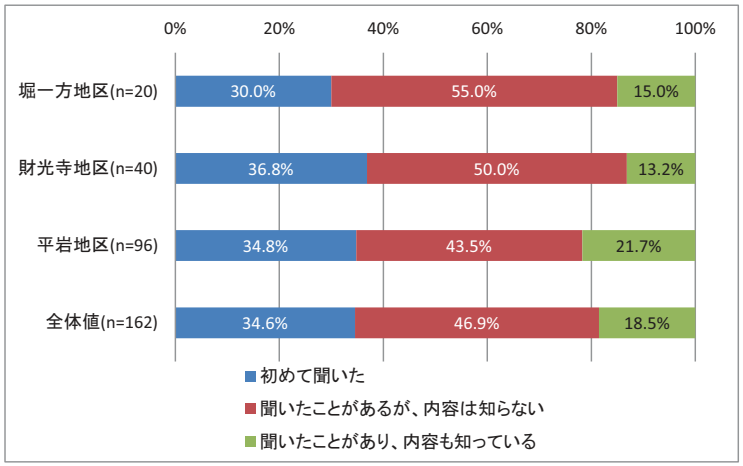

▲日向市での景観に関するまちづくり活動への認知度について

4） 今後、海岸地域で取り組んで行くべきと思われる景観づくりについて

自然景観の保全と、その景観を活かすまちづくり。あわせて行う地域での清掃活動。

地区別の特徴

全　　体	「海辺や山並みなどの自然景観の保全」「景観資源を活かしたまちづくり活動」「地域で行う公園や道路などの清掃活動」が上位。
堀一方地区	「海辺や山並みなどの自然景観の保全」「神社などの歴史的・文化的な建造物の保全」「地域住民が中心となった緑化や花植え」が上位。
財光寺地区	「海辺や山並みなどの自然景観の保全」「景観資源を活かしたまちづくり活動」「地域で行う公園や道路などの清掃活動」が上位。
平岩地区	「海辺や山並みなどの自然景観の保全」「地域で行う公園や道路などの清掃活動」「景観資源を活かしたまちづくり活動」が上位。

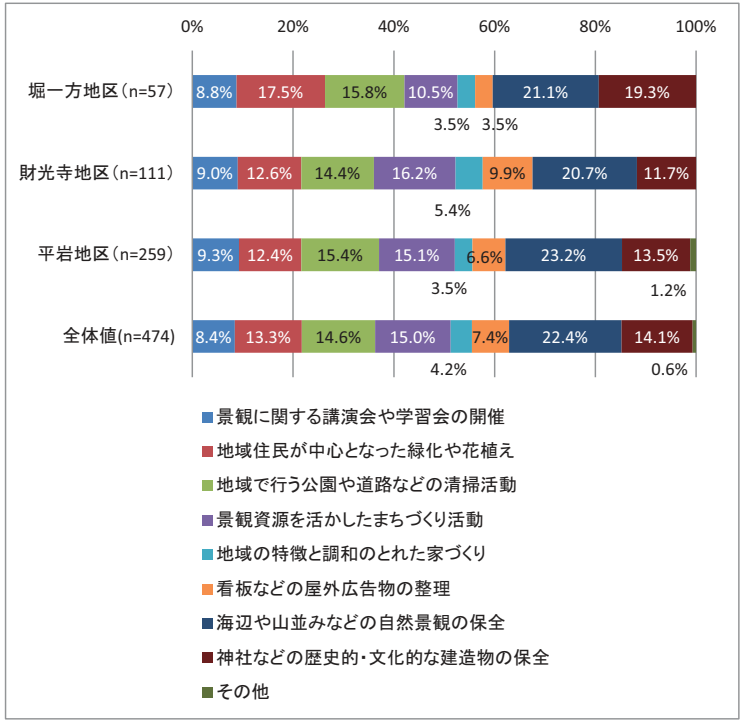

▲今後、海岸地域の景観づくりとして取り組んでいくべきと思われることについて（複数回答）

5） 地域での景観まちづくり活動への参加意欲について

「参加したい」（多少～なるだけ）割合は、約７、８割以上。

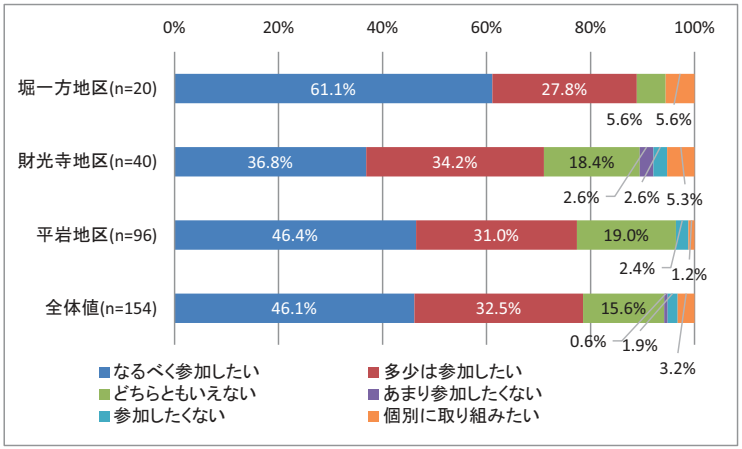

▲地域における景観まちづくり活動への参加意欲

1）性別

・「男性」が59.7%、「女性」が40.3%となっている。

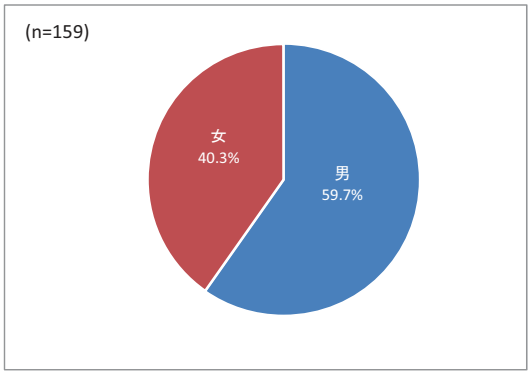

2）年齢

・回答者の年齢構成は、「70 歳以上」が 35.6%で最も多く、次いで「60 歳代」が 33.8%、50 歳代が 16.9%、以下 40 歳代（7.5%）、30 歳代（5.6%）、20 歳代（0.6%）の順となっている。

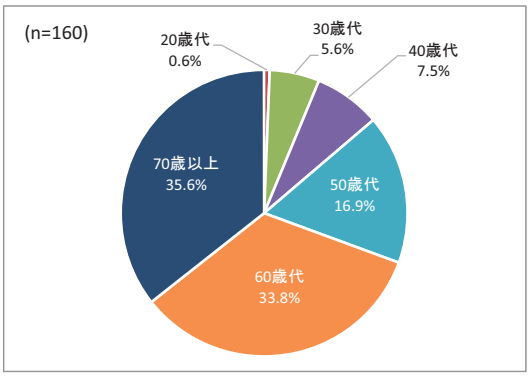

3）居住地区

・回答者の居住地区は、「平岩地区」が 61.5%で最も多く、次いで「財光寺地区」（25.6%）、「堀一方地区」（12.8%）の順となっている。

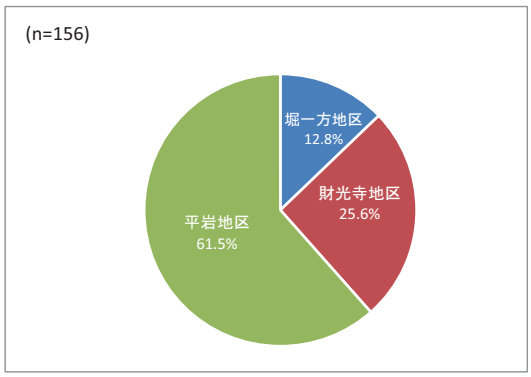

4）居住年数

・回答者の居住年数については、「30 年以上」が 66.0%で最も多く、次いで「20 年～30 年」（13.8%）、「10 年～20 年」（10.1%）、「5 年～10 年」（4.4%）、「2 年～5 年」（3.8%）、「2 年未満」（1.9%）の順となっている。

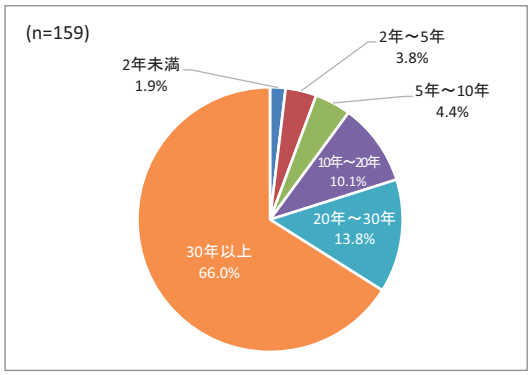

参考２）景観まちづくり協議会、地域部会　名簿

景観まちづくり協議会　名簿

構　成	組　織	地区・役職	氏　名	備　考
委員	地区住民代表	堀一方区	岡田　修	
			山本　武敏	
		財光寺地区	吉島　時男	
			河野　浩	
			沖田　實美	
			早川　誠	
		平岩地区	甲斐　和美	
			小﨑　勝彦	
			松葉　範比古	
			松葉　進一	
			甲斐　喜徳	
			甲斐　敏彦	
事務局	日向市　建設部 都市計画課	課長	大石　真一 奥田　豊秋	
		課長補佐	古谷　政幸	
		係長	有田　裕美 河野　剛一	
		技師	黒木　隆生	
		技師	牧野　敏朗	
	パシフィック コンサルタンツ㈱	課長	亀井　敏裕	
		主任	伊東　博史	
		技師	石丸　裕佳子	

※　所属、役職名については、協議会発足時のものです

地域部会　名簿

【堀一方地域部会】

地　区	氏　名	役職等
堀一方区	岡田　修	堀一方区長
	山本　武敏	堀一方区　副区長
	興呂　雅俊	
	若杉　和夫	堀一方区　壮年部長
	橋口　やす子	
	山本　徹	
	児玉　幸男	
	田中　和彦	
	松岡　利夫	
	平田　宗勝	黒潮実年会
	鈴木　忠亨	建築士

【財光寺地域部会】

地　区	氏　名	役職等
切島山2区	吉島　時男	切島山2区長
	三田　信子	
	黒木　宣博	
往還区	河野　浩	往還区長
長江区	河野　成幸	長江区長
山下区	沖田　實美	山下区長（日向市区長公民館連合会　会長）
	藤原　祐子	
	笹部　良司	
企業	早川　誠	㈱日向衛生公社
企業	菊田　実	㈱日向衛生公社

【平岩地域部会】

地　区	氏　名	役職等
笹野西	甲斐　和美	平岩まちづくり協議会　会計
曙	小﨑　勝彦	前平岩地区区長公民館長会　会長
本宮	松葉　範比古	お倉ヶ浜ビーチハウス　管理事務局長
本宮	松葉　進一	平岩愛宕神社総代会　会長
笹野西	甲斐　喜徳	平岩地蔵尊奉賛会　会長
金ヶ浜	甲斐　敏彦	金ヶ浜・遠見海浜（岸）振興会　会長
笹野東	荒戸　尊清	平岩地区区長公民館長会　会長
金ヶ浜	甲斐　靖朗	平岩まちづくり協議会　副会長
美砂	松木　良介	美砂区長
オブザーバー	三尾　隆文	日向市役所　岩脇支所長

※　所属、役職等については、地域部会発足時のものです

参考３）景観まちづくり協議会、地域部会　開催経緯

景観まちづくり協議会　開催経緯

回数 （開催日）	検討内容	
第１回 (H26.9.17)	テーマ：景観まちづくりについて １）日向市の取組み方針 ２）景観計画の目的と構成 ３）日豊海岸地域の“らしさ”探し	
第２回 (H26.11.25)	テーマ：景観形成の基本方針の検討 １）前回のふりかえり・地域部会での検討成果について＜事務局説明＞ ２）日豊海岸沿線の景観づくりの将来像＜意見交換＞ ３）将来像の実現に向けた景観づくりのアイデア＜意見交換＞	
第３回 (H27.1.29)	テーマ：景観形成基準の検討 １）前回のふりかえり ２）良好な景観づくりに関する基本方針 ３）景観づくりのルール（届出制度） ４）守るべき景観資源（景観重要建造物等） ５）景観資源を守るために必要なその他の取組み	
第４回 (H27.7.29)	テーマ：景観計画（素案）について １）前回のふりかえり ２）景観計画に定めるその他の内容について ３）景観計画（素案）について ４）身近なところからはじめる景観づくり ５）今後の取組み体制について	

地域部会　開催経緯

回数	（開催日）	検討内容
第1回	堀一方地域 （H26.11.7） 財光寺地域 （H26.10.9） 平岩地域 （H26.10.17）	**テーマ：日豊海岸地域の“らしさ”探し** ・ねらい 地域の特性や改善点について確認する ・内容 地域の良いところ、悪いところ についての意見交換
第2回	堀一方地域 （H27.2.23） 財光寺地域 （H27.3.18） 平岩地域 （H27.5.21）	**テーマ：景観まちづくりの取組みの検討** ・ねらい 取組みを進めていくための課題や アイデアを検討する ・内容 景観まちづくりの事例を紹介し、実現 可能な取り組みメニューについて検討
第3回	堀一方地域 （H27.5.26） 財光寺地域 （H27.5.28） 平岩地域 （H27.6.4）	**テーマ：　景観まちづくりの取組みの企画書の作成** ・ねらい 地域における景観まちづくりの促進 ・内容 具体的な事業内容について 企画書を作成

参考４）景観まちづくり協議会ＮＥＷＳ（第１号～第５号）

日豊海岸地域 景観まちづくり協議会NEWS 第1号

編集・発行／日豊海岸地域景観まちづくり協議会
（事務局／日向市　建設部　都市計画課）
Tel: 0982-52-2111　Email: toshi@hyugacity.jp

「景観づくり」は「地域づくり」
美しい景観を守り育て、魅力ある日豊海岸地域に！

景観まちづくり協議会を設置し、地域の「魅力」と「改善点」を探りました。

日豊海岸沿線（伊勢ヶ浜～お倉ヶ浜～金ヶ浜）は、柱状節理や砂浜等の美しい自然を有し、市の景観づくりにおいて、特に力を入れて取組む「景観形成重点地区」として位置づけられています。

今回、「**(仮称)日豊海岸地域景観計画**」を策定し、各地区の皆さんが中心となって景観まちづくりに取組んでいくため、堀一方・財光寺・平岩地区の代表者による「景観まちづくり協議会」が設置されました。

第1回は9月17日（水）に市役所で、『日豊海岸地域の“らしさ”探し』というテーマで、たくさんの意見交換が行なわれました。

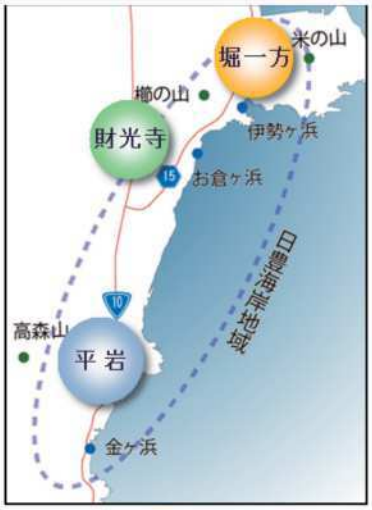

第1回協議会

好き！　改善すべき！　自慢したい！　問題だ！

＜テーマ：日豊海岸地域の“らしさ”探し＞

協議会の流れ

「好きな点」「改善すべき点」について、意見を出し合いました！ ▶ 出た意見をキーワードで括り、“らしさ”を確認しました！ ▶ 各グループの代表者が話し合った内容を紹介しました！

話し合いの結果（主な意見）

「海岸線と雑木林」
- ○ 砂浜、リアス式海岸が美しい
- ○ 延々と続く松並みと浜辺
- × 雑木林の手入れ不足で海が見えない

「サーフィン」
- ○ サーフィンが有名
- ○ ビーチの清掃体制
- × 路上駐車が多い

「その他」
- ○ 大御神社、平岩地蔵尊など歴史が残る
- × 遊歩道や看板の整備不足
- × すばらしい景勝地が多いが点であり、線になっていない

スケジュール

第1回	**景観まちづくりについて** 日豊海岸地域の“らしさ”探し
第2回	景観形成の基本方針の検討
第3回	景観形成基準の検討
第4回	景観計画（素案）について

～ 地域部会を設置 ～

「景観まちづくり協議会」では、海岸地域の一体的なルールづくり等を検討していきますが、沿線地区の景観まちづくりについては、「地域部会」を設置し、地区の特色を活かした景観まちづくりに取組みます。

10月末までに、財光寺部会と平岩部会を開催し、「景観まちづくりの取組みアイデア」の検討を進めています。

※詳細は、次号に掲載予定です。

堀一方　財光寺　平岩

日豊海岸地域 景観まちづくり協議会NEWS 第2号

編集・発行／日豊海岸地域景観まちづくり協議会
（事務局／日向市　建設部　都市計画課）
Tel: 0982-52-2111　Email: toshi@hyugacity.jp

第１回地域部会を開催！ 地域づくりの取組みアイデアを検討しました。

伊勢ヶ浜から金ヶ浜にかけての海岸沿線は、日向市の中でも特に景観づくりに力を入れていこうとしている地域です。

そのため、現在、策定に向けて話し合いが行なわれている景観計画の中に、地域の実情に合った意見や、地域ごとの景観づくり活動のアイデアを取り入れ、実践していけるように、堀一方・財光寺・平岩の各地区で「地域部会」を開きました。

今回の地域部会は、景観まちづくりの取組みアイデアについて、ワークショップ形式で話し合いました。

地域部会の流れ　2班に分かれて、取組みアイデアを考えました！

①取組みアイデアを考えよう！

地域独自の取組みアイデアについて、グループ毎に意見を出し合いました！

②キーワードは何だ？

発表したアイデアの意味合いの近いものを並べて、キーワードを抽出しました！

③発表

グループで考えた取組みアイデアを発表しました！

地域部会の主な意見

■財光寺部会■

平成26年10月9日（木）開催

●海の入口づくり
・お倉ヶ浜の入口がわからないため、雑木や雑草の手入れや看板を立て、入口をつくる

●新しくつくる
・お倉ヶ浜ロードの植栽

●清掃活動
・河川敷の清掃、流木の撤去

■平岩部会■

平成26年10月17日（金）開催

●住民や観光客に歩かせる
・海を見てもらうための遊歩道の整備
・遊歩道や海へ行く人のための駐車場整備

●ＰＲ
・眺望ポイントや資源を紹介するマップづくり
・案内サイン

■堀一方部会■

平成26年11月7日（金）開催

●樹木の伐採と植樹
・樹木を伐採する
・四季を感じる花木を植える

●海
・砂浜の維持管理（砂が多い）

●観光
・看板づくり
・遊歩道の整備

第2回　地域部会：今回出されたアイデアをもとに、景観まちづくりの「**取組み方針**」を検討します。

日豊海岸地域 景観まちづくり協議会NEWS 第3号

編集・発行／日豊海岸地域景観まちづくり協議会
（事務局／日向市　建設部　都市計画課）
Tel: 0982-52-2111　Email: toshi@hyugacity.jp

景観まちづくりの取り組みアイデアと、将来像を考えました。

第2回景観まちづくり協議会を開催しました！

平成26年11月25日に「第２回景観まちづくり協議会」を開催しました。これまで議論してきた景観まちづくりについて、基本的な方向性を整理するとともに、今回から、景観づくりのルール（景観計画）についての検討に入りました。

第2回協議会

(1) 景観まちづくり

第1回地域部会で抽出した取組アイデアを基に、①地域でできるかどうか、②優先的に実施する取組は何かを検討しました。今回の検討結果を踏まえ、今後地域部会で具体的な内容を検討し、実践へとつなげていきます。主な結果は以下の通りです。

地域で出来そう	内容によっては地域で出来そう	地域だけでは難しい
・植栽、花植 ・花壇や芝の維持管理 ・河川敷の清掃 ・ウミガメとの共存	・案内サイン ・遊歩道の整備 ・樹木の伐採	・駐車場の整備 ・旧有料道路沿いの整備 （歩道を広めるなど） ・古い看板や不必要な看板の除去

(2) 景観計画について

・景観計画区域

景観計画区域とは、建築等の際に景観法に基づく一定のルールが適用される区域です。区域の設定にあたっては、以下の方針に基づき検討しています。

＜景観計画区域の方針（事務局案）＞
日豊海岸国定公園の沿線の国県道を軸とし、建物や公共施設の景観誘導を図っていく区域

・景観づくりの基本方針

以下の４つの方針（案）を景観づくりの基本方針として、景観の形成を進めていきます。

基本方針①
日豊海岸の景観資源としての保全・活用

変化に富む海岸線

基本方針②
日豊海岸らしさが感じられる沿道景観の形成

海岸を望む道

基本方針③
地域資源を活かし、歴史・文化と調和した景観の形成

点在する地域資源

基本方針④
市民協働による日豊海岸の一体的な景観まちづくりの推進

景観まちづくり

・海岸地域の景観づくりの将来像

将来の地域の景観をどのようにしたいかを考えました。出された意見は、以下の通り、海の表情や観光活動等の海に関するキーワードを含む言葉が数多く出されました。
これらのキーワードを踏まえ、次回の協議会で将来像を検討します。

・はだし・はまぐり・白波・朝日が昇る・あったか海岸・白い砂浜・青い海・へべす・自然・サーファーが集う・松林・波・黒潮踊る・休憩できる・若い人が憧れる・柱状節理・サーフィンと地蔵さん・家族が来る

日豊海岸地域 景観まちづくり協議会NEWS 第4号

編集・発行／日豊海岸地域景観まちづくり協議会
（事務局／日向市　建設部　都市計画課）
Tel: 0982-52-2111　Email: toshi@hyugacity.jp

景観まちづくりの取り組みアイデアと、将来像を考えました。

第3回景観まちづくり協議会を開催しました！

平成27年1月29日に「第３回景観まちづくり協議会」を開催しました。これまで議論してきた景観まちづくりについて、基本的な方向性を整理するとともに、景観づくりのルール（景観計画）について検討しました。

第3回協議会の協議結果

①景観づくりの基本方針

基本方針について確認しました。

基本方針①変化に富む海岸線
日豊海岸の景観資源としての保全・活用

基本方針②海岸を望む道
日豊海岸らしさが感じられる沿道景観の形成

基本方針③点在する地域資源
地域資源を活かし、歴史・文化と調和した景観の形成

基本方針④景観まちづくり
市民協働による日豊海岸の一体的な景観まちづくりの推進

ご意見
・美しい景観をベンチで休憩しながら眺めることなどが出来るような区域にしたい。
⇒文言や方法を加える。

②景観計画区域

景観計画区域について話し合い、協議会案を作成しました。

③届出対象行為（市に届出を行っていただく行為とその規模）

届出対象行為について話し合い、協議会案を作成しました。

届出対象行為	行為の規模
建築物の建築等	床面積が10㎡を超える行為
工作物の建設等	高さが3mを超える行為、自動販売機の設置についてはすべての行為
開発行為	面積が1,000㎡以上の行為
土地の形質の変更	面積が1,000㎡以上の行為
木竹の植栽又は伐採	面積が1,000㎡以上の行為
物件の堆積	10㎡若しくは1.5mを超える行為

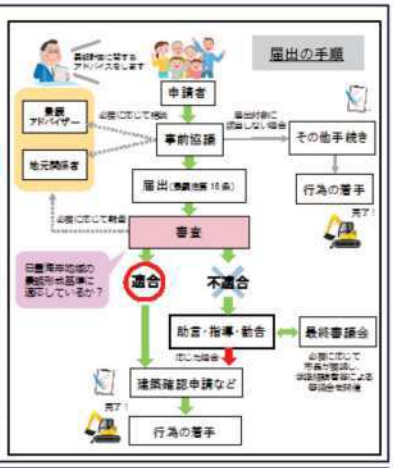

④景観形成基準（届出のあった行為について市が確認する内容）

景観形成基準について、協議会案を作成しました。

※■の色は、関連する基本方針の色です。

	景観形成基準案（概要）
建築物・工作物	■米の山展望所や平岩地蔵尊、忠霊塔、東九州自動車道、国道10号沿道、県道15号沿道といった視点場からの海岸線の眺望へ配慮した、開放的な配置・規模とする。
	■太平洋の海の青さと木々の緑、南国らしい色が調和する色彩を基調とし、以下の基準値を遵守する。 ①日向市まちなみ色彩ガイドライン「港まちエリア」のおすすめの色基準値 ②日豊海岸国定公園に設置される自動販売機の色彩は、「5PB4／4」とする。
	■大御神社・日知屋城址周辺では、歴史・文化的景観との調和に努める。
	■地場産材や自然素材を積極的に活用し、自然環境との調和を図る。
	■主要な景観軸では、駐車場・駐輪場等のオープンスペースに植栽を施し、沿道景観の向上を図る。
	■看板等の設置にあたっては、周囲の景観を阻害しない形態意匠とする。
開発行為・土地の形質の変更	■土地の造成にあたっては、自然環境の保全及び良好な景観形成に十分配慮した計画とする。 ■土地の造成を最小限に留め、周囲に十分な植栽を施す。 ■法面は、十分な安全性を確保したうえで、可能な限り緑化に努める。
木竹の伐採又は植栽	■海岸線の眺望を確保できるよう適切な伐採又は植栽を行う。 ■植栽にあたっては、地域環境と調和した南国情緒あふれる樹種を選定する。
物件の堆積	■主要な景観軸では、物件の堆積を最小限に留め、外部からの遮へいに配慮し、植栽等を施す。

⑤キャッチフレーズ

キャッチフレーズについて、はずせないキーワードを検討しました。
次回協議会で決定します。

サーフィン　家族が来る　紺碧の空　コバルトブルー　青い海　南国
透き通る空　大事な人と走りたい　水平線　はだし　日向サンライズ海道

日豊海岸地域 景観まちづくり協議会NEWS 第5号

編集・発行／日豊海岸地域景観まちづくり協議会
（事務局／日向市　建設部　都市計画課）
Tel: 0982-52-2111　Email: toshi@hyugacity.jp

第2回景観まちづくり地域部会を開催！ 地域づくりの取組みアイデアを検討しました。

日向市では、景観行政団体として、「景観基本計画」を策定しました。そのなかで日豊海岸沿線地域は、「景観形成重点地区」として、優先的に景観まちづくりに取組む地区に位置づけられています。
今回、「日豊海岸沿線地域景観計画」を策定するとともに、各地区の皆さんが中心となって景観まちづくりに取り組んでいくため、「景観まちづくり協議会」の結果を踏まえ、財光寺地区及び平岩地区の地域部会を開催しました。「地域部会」では、景観まちづくりの取組みについて、ワークショップ形式で議論を行いました。

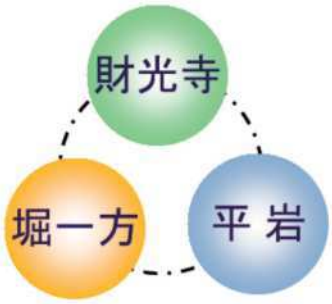

地域部会の流れ　取組み内容を検討しました！

①現状や課題の整理
現在実施している活動の取り組み状況や課題について意見交換しました！

→

②取組内容の検討
地域部会を中心に地域ですぐに試行できそうな取り組みを検討しました！

→

③実施方法の検討
試行できそうな取り組みについて、具体的な実施方法を検討しました！

取り組み内容の決定　今後、地域で取り組む景観まちづくりの取り組み内容を、おおまかに決定しました！

■財光寺部会■
平成27年3月18日（水）開催

日向ICから来訪した方へ「インパクト」を与える、
お倉ヶ浜道路沿道の景観づくり

①ひまわりの植栽
・子どもを巻き込む
・歩こう会、高齢者クラブの事業拡大

②サーフボードの看板づくり
・サーファー等若者を巻き込む
・日向市のイメージづくり

■平岩部会■
平成27年5月21日（木）開催

美しい海への眺望を確保し新しい華やぎを添える、
雑木の伐採と花の植栽による沿道景観づくり

①樹木の伐採
・海への眺望を確保する
・安全性を確保する
・現地調査を行い、伐採する

②花の植栽
・花奉行を設け、北と南で競争
・エリアごとにテーマをつくり、花の種類を変える

■堀一方部会■
平成27年2月23日（月）開催

既往の植栽づくりの拡大とコミュニティ形成を図る、
多世代参加の花のまちづくり

①花づくり講習会の開催
・草づくり・花づくりアドバイザーを招き、講習会を開催

②フラワーポットづくり
・伊勢ヶ浜のフェンスを活用
・一年草・宿根草の苗づくり

第3回地域部会：今回出されたアイデアをもとに、**各取り組みの企画書を作成**します。

参考５）各地区の事業企画書

① 堀一方地域の取組みアイデア

景観まちづくり地域部会（堀一方地区）　企画書（たたき案）

事業名	多世代参加の花のまちづくり

事業概要

目的

- 現在活動中の植栽、花植えの事業拡大
- こどもたちや多世代の参画促進
- 苗づくりの地元人材育成
- 観光地としてのイメージアップ

取組概要　1年目に取組むこと
多世代参加の花のまちづくり

取組1
①花づくり講習会の開催
- 草づくり・花づくりアドバイザーを招き、講習会を開催

取組2
案①フラワーポット（ザやペットボトルのプランター）づくり？
- 一年草、宿根草（四季に咲く花）を混合したフラワーポットづくり
- 水やり、雑草取りなどのフラワーポットの維持管理
- 四季折々の花が咲くよう、2ヶ月周期で植替え

案②伊勢ヶ浜フェンス裏への花植え？
- 大御神社との雰囲気のあう花木を選ぶ
- フェンス ⇨ 隠れないよう背の高い花木（ジャカランタなど）がよい
- エリア毎に、四季を通じて花が咲くようにする

▲シャッター面にハンギングプランター
出典：研究報告「花の美しい演出の影響に関する研究 ― 福岡市の都心部における花の演出の提案 ―」 藤原 正敬（財）福岡アジア都市研究所平成２１年度市民研究員

▲フェンス下部にハンギングプランター
出典：サントリー キッズガーデニングプロジェクト

▲ペットボトルと針金ハンガーの花飾り
出典：NPO法人 大田・花とみどりのまちづくり公式ブログ 蒲田中学校・秋の総合学習

期待される効果

- 観光地としてのイメージ定着
- 既存事業拡大による地域住民のコミュニケーションの増加
- 観光客や地域居住者の交流人口の増加

地域部会でのアイデア

【活動内容：植栽、花植】

問題・課題

現状
- 壮年会、実年会による芝刈り（年１回）をやっている
- 苗作りは実年会が協力してやっている

問題・課題
- こども・子育て世帯の参加（こどもとの話し合いをしながら進める）
- 苗づくりの地元人材育成

解決策

こども・子育て世帯の参加
- 誕生祭・ラジオ体操時にこどもたちと一緒に花を植える
- 伊勢ヶ浜でフェンスを活用したアート（子供の絵など）やフラワーポットづくり

苗作りの地元人材育成
- 苗づくりから多世代が参加する仕掛けをつくる

苗づくりの方法の検討
- 一年草だけでなく宿寝草も入れて苗づくりする
- 植え方の工夫（労務負担を少なくする）
- 草づくり・花づくりアドバイザー（講師）の派遣（市）
- 水遣りは、地域の方＋実年会・壮年会の当番制を検討しては？

景観まちづくり地域部会（堀一方地区）　企画書（案）

事業名	多世代参加の花のまちづくり

場　所

- 伊勢ヶ浜
- はまぐり荘～大御神社
- 大御神社横のフェンス

出典：google map

実施時期

- 講習会の開催　（　　月）
- 花のまちづくりづくり　（　　月）
- 苗・花の維持管理　（　　月）

参 加 者

参加者数　(75名程度)
- 地域への呼びかけ：親子（30名程度）
- 壮年会、実年会関係者　（30名程度）
- 市職員など　（5名程度）

実施に向けた調整事項

- 予算の確保（市）
- 講習会の講師・会場の確保、広報（市）
- フェンスの使用許可（市）
- フェンスの補強（市）
- 企画書の作成（地域部会）
- 地域への呼びかけ（地域部会）
- 区での話し合い

	工程	内容	主体	実施時期	備考
講習会の開催	準備	・スケジュール・役割分担の作成	地域部会		
		・回覧板などでの地域住民への参加呼びかけ	地域部会		
		・講師の確保	市		
		・会場の確保	市		
	実施	・会場準備	地域部会・市		
		・司会・進行	地域部会・市		
		・写真撮影	地域部会・市		
		・参加者からの感想をいただく	地域部会・市		
		・後片付け	地域部会・市		
	実施後	・実施時の様子を回覧板や市HPなどで公表	地域部会・市		
		・講習会の内容をどのように活用するか、地域部会+αで協議	部・壮・実・市		
	その他	・			
		・			
		・			
フラワーポット作り	準備	・スケジュール・役割分担の作成	地域部会		
		・現地の状況の確認	地域部会		
		・デザインの募集（小学校？中学校？地域住民？地域部会？）	地域部会・市		
		・道路占用許可の申請	地域部会・市		
		・ポット、花苗、土、肥料などの購入	地域部会		
		・幼稚園・小学校・中学校に参加呼びかけ・協議	地域部会		
		・回覧板などでの地域住民への参加呼びかけ	地域部会		
		・体育館、公民館、運動場などの作業場所の確保	地域部会・市		
		・できれば音楽やお茶の準備	地域部会・市		
	実施	・司会・進行	地域部会・市		
		・参加者のサポート	地域部会・市		
		・写真撮影	地域部会・市		
		・完成したフラワーポットの設置	参加者		1日で設置までやるか？
		・参加者からの感想をいただく	地域部会・市		
		・後片付け	地域部会・市		
	実施後	・実施時の様子を回覧板や市HPなどで公表	地域部会・市		
		・フラワーポットの定期的メンテナンス（水やり、草取り）	参加者		
		・次回の花の植え替えについて協議	部・壮・実・市		
	その他	・終了後の新事業の検討			
		・			
		・			

② 財光寺地域の取組みアイデア

景観まちづくり地域部会（財光寺地区）　企画書（たたき案）

事業名	松林の活用とコスモスの植栽による景観づくり

事業概要

目的

・日向ICからの来訪者へインパクトを与える景観づくり
・現在活動中の植栽事業拡大
・こどもたちや多世代の参画促進
・休耕田や道路の利活用

取組概要　1年目に取組むこと

お倉ヶ浜道路沿道の景観づくり

①松林の活用
・松林に囲まれたケモノ道の手入れを行う
・遊歩道と海辺を図り良好な景観の形成
・松林の現地調査を行い、松林の具体的な活用法を検討する

②コスモスの植栽
・子どもたちと一緒にコスモスの植栽をする
・育成会へ呼びかけ、7月末にコスモスの植栽を行う？

▲地元の高校生や役場の方と一緒に松林の再生活動
NPO法人日向ボランティア生涯学習ネット
都城県土整備事務所活性化活動

▲平岩地区のコスモス植栽

期待される効果

・ドライブ等による交流人口の増加
・地域住民のコミュニケーションの増加
・日向市のイメージの定着

地域部会でのアイデア

【活動内容：松林の活用・コスモスの植栽】

問題・課題

現状
・日向ICからお倉ヶ浜道路には、インパクトが不足しているため工夫が必要
・歩こう会と区が協力し、宝探しやウォーキングと組み合わせて世代で植栽を実施している
・高齢者クラブが花壇や芝の維持管理を実施中
・案内板が少なく、宣伝が十分ではない

問題・課題
・実施主体は高齢者が多く、若手の参加者が求められている

松林
・ケモノ道で手入れがされていない
・取組に時間がかかってしまう
・子どもの参加が難しい

コスモス
・植栽するにあたって道路を借りる場合、手続きが必要になる
・継続した取り組みをしていくには、費用がかかる
・プランターの水やりは大変で、管理に負担がかかってしまう

解決策

松林
・ケモノ道周辺の草を刈るなどの整備
・関係団体に声をかけ、松林の現地調査（約半日）を行う

コスモス
・日向ICから来訪した方へインパクトを与える景観づくり
・場所を区切って徐々に植栽の範囲を増やしていく
・植栽後子どもたちにサインをしてもらうなど、楽しんでもらう工夫や参加しやすい時期に開催する
・イベントなどを開催しながら行うことによって、若手の参加を促す
・育成会への呼びかけを行う

お倉ヶ浜道路沿道の景観づくり
①松林の活用
②コスモスの植栽
③サーフボードの看板づくり

景観まちづくり地域部会（財光寺地区）　企画書（たたき案）

事業名	お倉ヶ浜道路沿道の景観づくり

場　所

・お倉ヶ浜道路（渚１００選）

出典：google map

実施時期

・松林の活用
・コスモスの植栽　（６-８月）
・サーフボードの看板づくり　（６-７月）

参 加 者

参加者数　(75名程度)
・地域への呼びかけ：親子（30名程度）
・地域部会、歩こう会関係者　（30名程度）
・市職員など　（5名程度）

実施に向けた調整事項

・保安林の使用許可申請（県・市・区）
・道路の使用許可（市）
・休耕田の使用許可（市・地域部会）
・企画書の作成（地域部会）
・地域への呼びかけ（地域部会）

	工程	内容	主体	実施時期	備考	
松林の活用	準備	・現地調査・実施内容の検討				実施
		・スケジュール作成・役割分担の作成				
		・関係団体に参加の呼びかけ				
		・できればお茶の準備				
		・				
	実施	・				
		・				
		・				
		・				
		・				
	実施後	・				
		・				
		・				
	その他	・				
		・				
		・				
コスモスの植栽	準備	・スケジュール・役割分担の作成	地域部会			
		・幼稚園・小学校に参加呼びかけ・協議	地域部会・市			
		・回覧板などでの地域住民への参加呼びかけ	地域部会			
		・道路占用許可の申請？休耕田の使用許可？	地域部会・市		迷路にする等工夫も可能	
		・コスモスの種や立て札の購入	地域部会			
		・できれば音楽やお茶の準備	地域部会・市			
	実施	・司会・進行	地域部会・市			
		・参加者のサポート	地域部会・市			
		・写真撮影	地域部会・市			
		・参加者からの感想をいただく	地域部会・市			
		・後片付け	地域部会・市			
	実施後	・実施時の様子を回覧板や市HPなどで公表	地域部会・市			
		・水やりなどの手入れ	参加者			
	その他	・				
		・				
		・				

③ 平岩地域の取組みアイデア

景観まちづくり地域部会（平岩地区）　企画書（たたき案）

事業名　**雑木の伐採と花の植栽による沿道景観づくり**

事業概要

目的

・平岩地区の良さを分かってもらう（観光客・地域住民）

雑木の伐採
・海岸線を眺めることのできる景観を取り戻す
・津波発生時の避難経路の確保と防犯対策

植栽・花植
・日向市を「花のまち」として売り出す（人の胸を打つ景観にする）

取組概要　1年目に取組むこと

樹木の伐採と花の植栽による沿道景観づくり

①樹木の伐採・遊歩道の形成
・防犯対策と良好な景観形成を図る
・沿道や遊歩道の雑木の伐採を検討

②花の植栽
・北と南で花奉行を設け、競い合いながら花を植える
・場所ごとにテーマを決め、色々な花を植える

▲「名勝耶馬渓」景観再生事業：文化財保護法や自然公園法等法令に基づく手続きのほか、地権者の方々の理解と協力を経て、樹木の伐採が行われた。（大分県HP）

期待される効果

・ドライブ等による交流人口の増加
・地域住民のコミュニケーションの増加
・日向市のイメージの定着

地域部会でのアイデア

【活動内容：雑木の伐採、植栽・花植】

問題・課題

現状
・雑木が生い茂り、津波発生時の避難経路がないことや、視界が悪く防犯上危険なことが問題視されている
⇒国定公園のため、伐採が困難
⇒雑木を伐採するため、 6月に県への請願書を提出予定（市）
・県による各市町村へのブーゲンビリア配布事業がはじまる
⇒平岩も花を植え、華やかになると良いが…
⇒雑木が生い茂っており、新しい景観をつくることは難しい
・サンマリンの下の手すりが老朽化しており危険

問題・課題
・植栽をするための伐採活動が必要
・地域はエリア毎で区切られているため、植栽をするにも工夫が必要
・平岩地域の南部・北部に雑木の問題のある箇所が存在
・伐採後の樹木や竹をどうするのか（処分または活用案）

解決策

①雑木の伐採
・防犯対策と海岸線の眺望空間や暗い場所に明るさを確保するため、雑木を部分的に伐採する
・３つのパターン(山・岩・浜)で整備し、子どもに優しい遊歩道づくり
・アップダウンの激しい遊歩道をトレッキングコースとして活用

②植栽・花植
・北と南で花奉行を設け、競い合いながら花を植える　⇒差別化
・エリア(４箇所程度)毎に、四季を通じて植栽
・避難所のような拠点周りに花（乾燥に強く、手入れのしやすい）ものを植える

花の種類（例）
ブーゲンビリア、ハマユウ、イチョウ、ツバキ、アジサイ、ハマボウ、コスモス、シバザクラ、ジャカランダ、フェニックス、柿、ランタナ・・・

景観まちづくり地域部会（平岩地区）　企画書（たたき案）

事業名　**雑木の伐採と花の植栽による沿道景観づくり**

場　所

樹木の伐採

花の植栽
・県道１０号～JRあたり
・金ヶ浜ドライブイン

実施時期

・樹木の伐採

・花の植栽

参 加 者

参加者数　(75名程度)
・地域への呼びかけ：親子（30名程度）
・地域部会、まちづくり協議会関係者（30名程度）
・市職員など　（5名程度）

実施に向けた調整事項

・樹木伐採についての県への申請（市）
・花植時の道路の使用許可（市）
・企画書の作成（地域部会）
・地域への呼びかけ（地域部会）
・関係団体との調整を行い、提起の場を設ける（地域部会）

	工程	内容	主体	実施時期	備考	
樹木の伐採	準備	・現地の状況確認	地域部会・市	6月4日		実施
		・樹木伐採の申請	市			
		・スケジュール・役割分担の作成	地域部会			
		・伐採道具・車の手配（チェーンソー、鉈、ロープ、ウインチ、手鋸、など）	地域部会			
		・区、団体等での協力有志の募集呼びかけ	地域部会			
		・伐採業者手配	地域部会			
		・伐採後の買取業者手配	地域部会			
		・できればお茶の準備	地域部会			
	実施	・司会・進行	地域部会・市			
		・安全確認（作業手順など）	地域部会・市			
		・写真撮影（伐採前・作業中・伐採後・作業員）	地域部会・市			
		・参加者からの感想をいただく	地域部会・市			
		・後片付け	地域部会・市			
	実施後	・実施前後の様子を回覧板や市HPなどで公表	地域部会・市			
	その他	・				
		・				
		・				
花の植栽	準備	・現地の状況確認	地域部会・市	6月4日		
		・スケジュール・役割分担の作成	地域部会			
		・幼稚園・小学校に参加呼びかけ・協議	地域部会・市			
		・回覧板などでの地域住民への参加呼びかけ	地域部会			
		・道路占用許可の申請？休耕田・土地使用許可？	地域部会・市			
		・花の苗・種や立て札の購入	地域部会			
		・できれば音楽やお茶の準備	地域部会・市			
	実施	・司会・進行	地域部会・市			
		・参加者のサポート	地域部会・市			
		・写真撮影	地域部会・市			
		・参加者からの感想をいただく	地域部会・市			
		・後片付け	地域部会・市			
	実施後	・実施時の様子を回覧板や市HPなどで公表	地域部会・市			
		・水やりなどの手入れ	参加者			
		・植替えの検討	部会・歩会・市			
	その他	・				
		・				
		・				

参考６）マンセル表色系

■マンセル表色系

私たちは日常、色を赤、青、黄などの色名で表現しますが、色名は個人差や地域差があり、一つの色を正確に表すことはできません。

本ガイドラインでは、色彩を正確かつ客観的に表すために、日本工業規格(JIS)にも採用され世界各国で用いられている「マンセル表色系」を採用しています。「色のものさし」ともいわれ、ひとつの色彩を下記に示す三つの尺度(色相・明度・彩度)で表します。これを色彩の三属性といいます。

色相(色あい)

「色あいの違い」を10 の基本色である赤 (R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の頭文字をとったアルファベットと、その度合いを示す数字の組み合わせで表します。

明度(明るさ)

「明るさの度合い」を0から10の数字で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度(鮮やかさ)

「鮮やかさの度合い」を0から14の数字で表します。色味のない色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色は0になり、逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

「マンセル値」で色を表すと・・・

読み方： ごアール よん の なな

5R 4 / 7

色相 明度 彩度

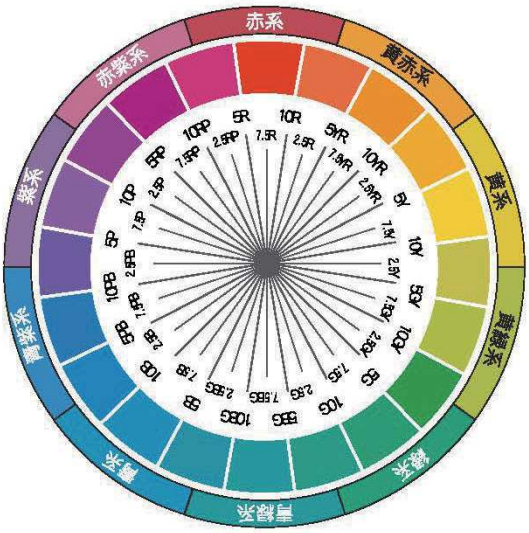

マンセル色相環

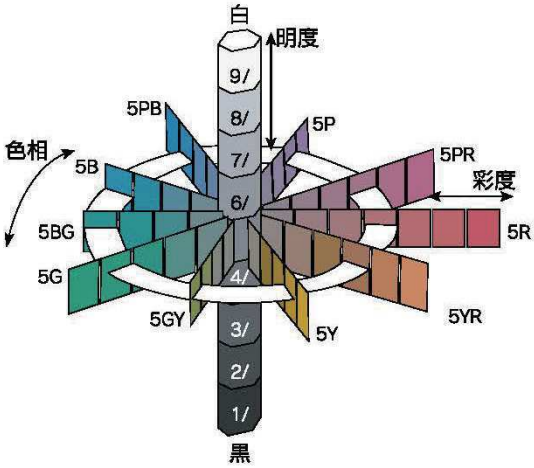

マンセル表色系のしくみ

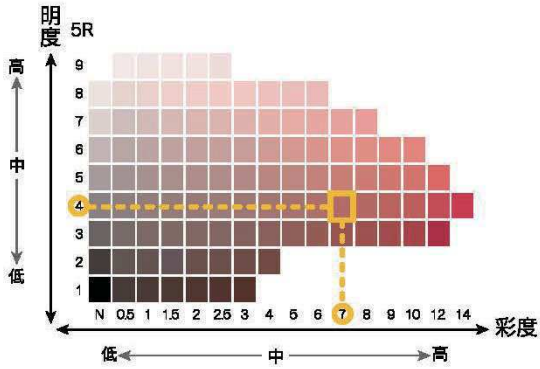

明度と彩度の関係

出典：日向市まちなみ色彩ガイドライン（平成 25 年 4 月）

【写真】美々津海岸遊歩道からの眺望

発行　宮崎県日向市

〒883−8555　宮崎県日向市本町10番5号
電　話　0982−52−2111（代表）
ＦＡＸ　0982−54−2639
ＵＲＬ　http://www.city.hyuga.miyazaki.jp

編集　日向市建設部都市計画課